この事業は、一般財団法人全国市町村振興協会 の助成を受けて、実施したものです。

償却資産課税のあり方に関する 調査研究

- 申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について-

平成 31 年 3 月

一般財団法人 資産評価システム研究センター

はしがき

固定資産税は、市町村を支える基幹税目として重要な役割を果たしてきておりますが、課税情報の公開の促進等を背景に、固定資産税制度や資産評価に対する納税者の関心はますます高まっております。

当評価センターは、昭和53年5月設立以来、調査研究事業を主要事業として位置付け地方公共団体に固定資産税に関し必要な情報を提供してまいりました。

本事業では、その時々の固定資産税を巡る諸課題をテーマに、学識経験者、地方 団体の関係者等をもって構成する研究委員会を設け調査研究を行っておりますが、 本年度は4つの調査研究委員会において、固定資産税制度、固定資産評価制度に関 して、専門的な調査研究を行ってまいりました。

このうち、償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会においては、昨年度に引き続き「申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計」について調査研究を行いました。

ここに、その調査研究結果がまとまりましたので、研究報告書として公表する運びとなりました。つきましては、熱心にご研究、ご審議いただいた委員の皆様や関係の方々に対し、心から感謝申し上げます。

当評価センターは、今後とも、所期の目的にそって、事業内容の充実を図るとともに、地方団体等に役立つ調査研究に努力をいたす所存でありますので、地方団体をはじめ関係団体の皆様のなお一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

平成31年3月

一般財団法人資産評価システム研究センター 理 事 長 細 谷 芳 郎

平成30年度 償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会 委員名簿

委員長 佐藤英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

委 員 上西 左大信 日本税理士会連合会調査研究部委員·税制審議会専門副委員長

柏木恵ー般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹

金 子 宏 東京大学名誉教授

神 山 弘 行 一橋大学大学院法学研究科准教授

杉 原 正 純 元自治省税務局長

堀 場 勇 夫 青山学院大学名誉教授

前 田 高 志 関西学院大学経済学部教授

横 山 彰 中央大学総合政策学部教授

大久保 哲也 東京都主税局資産税部長

川崎利雄横浜市財政局主税部長

妹 尾 和 治 倉敷市市民局税務部長

香 取 幸 子 茨城県五霞町町民税務課長

小笠原 徹 一般社団法人地方税電子化協議会システム部長

鈴 木 陽 一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部上席主幹

荒井恒一日本商工会議所理事・産業政策第一部長

榎 本 陽 介 全国商工会連合会企業支援部長

井 上 尚 洋 全国中小企業団体中央会政策推進部副部長

伊 藤 義 久 株式会社 T K C 執行役員

田 辺 康 彦 総務省自治税務局固定資産税課長

(順不同、敬称略) (平成31年3月)

償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会 【審 議 経 過】

- ○第1回〔平成30年6月1日(金)〕
 - (議題) (1) 平成30年度調査研究テーマ・スケジュール
 - (2) 申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について
- ○第2回〔平成30年8月29日(水)〕

(議題) 申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について

○第3回「平成30年10月16日(火)〕

(議題) 申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について

○第4回〔平成31年3月12日(火)〕

(議題) 平成30年度償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会報告書(案) について

目 次

研究内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I はじめに	
1 固定資産税(償却資産)制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 固定資産税(償却資産)に係る申告の現状と課題	
(1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2) 検討にあたっての視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 これまでの固定資産税(償却資産)申告制度の見直しに関する検討経緯・・・・	4
4 平成 29 年度にとりまとめられた固定資産税(償却資産)の見直し(案)・・・・	5
Ⅱ 前年度の研究委員会において更なる検討を行うべきとされた課題についての議論	
1 新方式に係る納期をどのように設定すべきか・・・・・・・・・・・・・・	7
2 個人事業主が新方式を選択した場合の申告期限について・・・・・・・・・・	10
3 新方式を選択したが、電子申告が不可能になった場合の対応について・・・・・	12
4 新方式を選択する旨の届出等について・・・・・・・・・・・・・・・・	13
Ⅲ 固定資産税(償却資産)の見直し(案)に対する課税庁側の意見・・・・・・・・	17
Ⅳ 電子化への取組	
1 政府における行政手続の簡素化等の方針・・・・・・・・・・・・・・・	22
2 現在改修中の eLTAX の機能向上の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
V 今後の方向性	
〇 申告制度の簡素化・効率化に向けた取組	
(1) 一括電子申告システムの導入・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(2) 地方税共通納税システムの導入・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(3) eLTAX の機能向上・課税庁の基幹システムの改善・・・・・・・・・・	26
VI まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

研究内容

今年度の調査研究では、昨年度に引き続き、納税義務者(申告者)、課税庁である 市町村双方の視点で、「申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について」とい うテーマで研究を行った。

固定資産税(償却資産)の賦課期日は1月1日(地方税法第359条)、申告期限は1月31日(地方税法第383条、同法第394条)であるが、各法人の決算日や法人税の申告期限と異なるため、申告者において申告事務が二度手間となっているとの指摘があり、経済界からは申告期限を各法人の決算日に合わせるべき等の意見・要望がかねてからあるところである。

このテーマについては、過去7年(平成9~11年度、16~17年度、28~29年度)にわたって償却資産に関する調査研究委員会及び本研究委員会において議論が行われていたところであるが、今回は特に昨年度の研究結果も踏まえ、固定資産税(償却資産)の申告時期の見直しや、eLTAXの活用等を検討することにより、納税者の利便性向上を図ることができないか論点整理・検討を行うものである。

I はじめに

1 固定資産税(償却資産)制度の概要

固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、応益的に課税する財産税であり、賦課期日(1月1日)時点の資産の所有者に課する賦課課税である。 償却資産に対する固定資産税は、事業者が事業活動を行う際の市町村からの受益に着 目して、課税客体とすることが適当との考えで課税しているものである。

固定資産税を課税するにあたり、市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならないとされており、土地及び家屋については、地方税法(昭和25年法律226号。以下「法」という。)第381条第1項及び第3項の規定により登記簿に登記されている内容を登録する必要があるが、償却資産については、土地及び家屋と異なり登記制度がなく、市町村において課税客体を捕捉する手段がないため、償却資産の所有者に対して申告義務を課し、その申告された内容に基づき課税台帳に登録等をしている。

償却資産の申告については、所有者(後述する道府県知事又は総務大臣が評価すべき償却資産の所有者を除く。)は、法第383条の規定により「総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない」とされている。なお、法第743条の規定により道府県知事が価格等の決定を行う大規模償却資産の所有者についても、法第745条の準用規定により道府県知事に対して同様の申告をしなければならない。

また、道府県知事又は総務大臣が評価すべき償却資産の所有者で納税義務があるものは、法第394条の規定により「総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該固定資産について、固定資産課税台帳に登録されるべき事項及びこれに記載されている事項その他固定資産の評価に必要な事項を1月31日までに道府県知事又は総務大臣に申告しなければならない」とされている。その際、対象となる固定資産は、法第389条第1項第1号の規定により「総務省令で定める船舶、車両その他の移動性償却資産又は可動性償却資産で2以上の市町村にわたって使用されるもののうち総務大臣が指定するもの」、同項第2号の規定により「鉄道、軌道、発電、送電、配電若しくは電気通信の用に供する固定資産又は2以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち総務大臣が指定するもの」について、道府県知事(関係市町村が2以上の道府県に係るときは総務大臣)は、固定資産評価基準によって評価を行った後、固定資産が所在するものとされる市町村並びに価格等を決定し、決定した価格等を当該市町村に配分し、毎年3月31日までに当該市町村の長に通知しなければならないとされている。

2 固定資産税(償却資産)に係る申告の現状と課題

(1) 現状と課題

固定資産税(償却資産)の申告制度については、以下のような現状や課題が指摘 されているところである。

- ・ 法人は、法人税の申告のために、決算後2ヶ月以内に固定資産台帳の整備を 行うとともに、固定資産税(償却資産)の申告のために、毎年1月1日現在の 固定資産台帳(償却資産)を1月末までに整備している。このように、多くの 事業者は固定資産台帳の整備を年に2回行わなければならず、事務が煩雑とな っている。
- ・ 固定資産税(償却資産)の申告期限(1月末)の後に決算日が到来する法人の中には、償却資産の取得価格に、設計費・人件費等を含めて計算するようなもの(例えば、自社設備の工事費等)については、見込みで固定資産税(償却資産)の申告を行い、決算後に固定資産税(償却資産)の修正申告を行わざるを得ない事業者もいる。
- ・ 少額資産については、法人税において損金に算入することができるものであるが、1月末時点では損金に算入させるか未定であることが多いため、決算後に固定資産税(償却資産)の修正申告を行わざるを得ない事業者もいる。
- ・ 所有する固定資産(償却資産)が複数市町村に所在する場合、事業者はそれ ぞれの市町村に申告する必要が生ずるため、申告事務が煩雑になっている。
- ・ 市町村において納税義務者(申告者)(以下同じ)や課税客体の捕捉が難しく、 未申告者や未申告資産が多く存在する可能性がある。
- ・ 法人税とのチェック・アンド・バランスを通じた申告内容の適正化、課税資料の有効活用に向けて、国税との連携に改善の余地がある。
- ・ 固定資産税(償却資産)の電子申告の利用割合が低調であり、改善する余地がある。

特に日本税理士会連合会(以下「日税連」という。)からは以下のような要望がなされている。

「日本税理士会連合会 平成 31 年度税制改正に関する建議書」(H30. 6. 28) 抜粋 Ⅱ 本建議書における重要建議項目

3. 償却資産に係る固定資産税制度を抜本的に見直すこと。

償却資産に係る固定資産税制度については、事業者の設備投資の阻害要因になっていること、現状では課税客体の捕捉が不十分であること、固定資産台帳の整理が賦課期日と決算日の年2回必要になるなど事業者に過度な事務負担を強いていること等の問題がある。主要諸外国において償却資産に対し課税している例は少なく、国際競争力の観点からも、将来的には廃止を検討すべきで

ある。

しかしながら、市町村の財政の現状からみると、代替財源がない限り同制度 を廃止することは困難であるため、当面は制度を維持しつつ上記問題を解決す ることも検討する必要がある。

この点、賦課期日と申告期限については、「償却資産課税のあり方に関する調査研究—申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について—」(平成30年3月(一財)資産評価システム研究センター)において、賦課期日は現行法のままとしつつも、申告期限につき、現行方式と電子申告に限り法人税の申告期限と一致させる新方式との選択制にするとの方向性が示された。事業者の事務負担軽減、課税庁の課税事務効率化及び電子申告率の向上に伴う実務の簡素化・効率化の観点から評価できるものであり、まずはこれを早期に実現すべきである。(後略)

(2)検討にあたっての視点

本研究委員会においてこれらの課題を検討するにあたり、昨年度同様、以下の視点に留意しつつ検討を行った。

- 納税義務者の視点
 - ・ 申告事務の簡素で分かりやすい仕組み
 - 申告事務、税負担に対する透明性・納得性 等
- 課税庁の視点
 - ・ 事務の効率化が図れるような制度設計
 - ・ 公平・公正な課税
 - 納税義務者や課税客体の捕捉漏れへの対応 等
- 固定資産税の性格に係る視点
 - 法人税の減価償却の性格との差異
 - 土地、家屋、償却資産の一体課税 等
- 制度改正の実現可能性に係る視点

3 これまでの固定資産税(償却資産)申告制度の見直しに関する検討経緯

過去6年(平成9~11年度、16~17年度、28年度)にわたり、償却資産に関する 調査研究委員会((一財)資産評価システム研究センター(以下「評価センター」と いう。))において、経済界や日税連、市町村職員、地方税電子化協議会等を委員とし、 前述した課題に対処するため、申告事務の簡素化に向けて幅広く議論が行われてきた。

具体的には、賦課期日を現行の1月1日から法人の決算日にすること、申告期限を 国税と一致させることをはじめ、月割課税を導入すること、仮徴収・精算申告制度を 導入することなどが議論されたが、申告者の負担軽減には資する一方で、課税庁にか なりの事務的・経費的負担を求めるものであったり、あるいは、申告者自身にも新たな事務負担が生じたりするなど、解決すべき点も多く、申告者及び課税庁双方にとってどのような方策が可能なのか、これまで検討された様々な案の長所や課題を勘案しながら、最善の選択を得るべく引き続き検討を深めていくべきとの方向性が示されてきた。

4 平成29年度にとりまとめられた固定資産税(償却資産)の見直し(案)

これまでの検討経緯も踏まえつつ、平成 29 年度に償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会(評価センター)において、経済界や日税連、学識経験者、市町村職員、地方税電子化協議会等をメンバーとし、各種課題の解決策として「固定資産税(償却資産)の申告制度について、事業者が『現行方式』又は申告期限を法人税の申告期限と一致させる『新方式』から選択できる仕組みとする」見直し案について検討を進めてきたが、制度設計の具体化にあたり、地方団体から見直し案に対する意見聴取を行うとともに、制度の詳細について、平成 30 年度において更なる検討を行うものとされた。

当該見直し案については、以下のとおり。

見直し案に係る概要

- 〇 固定資産税(償却資産)の申告について、事業者が「現行方式」又は申告期限を法人税の申告期限と一致させる「新方式」から選択できる仕組みとする。
 - ・現行方式を継続するとともに、新方式を選択する場合には届出を行わせるオプトイン 方式。
 - 全ての地方団体で一律に選択制を導入。

賦課

賦課期日は、「現行方式」と「新方式」のどちらでも1月1日(現在の制度から変更なし)。

申告期限

- (1) 現行方式:1月末(現在の制度から変更なし)。
- (2) 新方式 : 賦課期日直後に到来する決算日から2ヶ月以内。ただし、11月・12月 決算法人については、2月末 (どちらについても、電子申告に限り申 告を受け付ける)。

申告内容

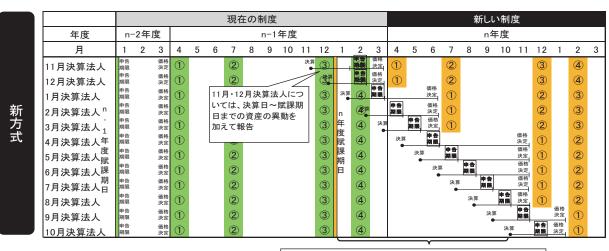
- (1) 現行方式: 賦課期日時点の資産状況 (現在の制度から変更なし)。
- (2) 新方式 : 決算日時点の資産状況 (除却資産及びその除却時期を付記。ただし、

11月・12月決算法人については、決算日から賦課期日までの取得資産及びその取得時期も併せて付記)。

- ※ 地方団体側で申告内容を賦課期日時点の資産状況に補正。
- ※ 新方式による申告を希望する事業者は、賦課期日前一定期間まで に届出書を提出(電子的手続に限る)。一度選んだ申告方法を変更す る場合は、申請書を提出(紙または電子的手続による)。

納期

- (1) 現行方式:4月、7月、12月及び2月中の年4回(現在の制度から変更なし)。
- (2) 新方式 : 新方式を選択した法人については、決算期により納期数が変動(1回 ~4回)。なお、仮徴収制度は導入しない。



賦課期日から決算日までの資産の増減を課税庁において処理

現行方式

	現在の制度										新	しい	制度	(現	生の記	制度	と同れ	様)									
年度	n-	-2年度 n-1年度						n-2年度 n-1年度 n年度																			
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
全法人	申告期限		価格 決定	1			2					3	中告 期限	4	価格 決定	1			2					3		4	
賦課期	1											期期	大年 度 日														

=現在の制度における課税 =新しい制度初年度における課税

- ※ 現行方式の場合、条例により納期が変更されている例が多数ある。
- ※ 大臣(知事)配分資産は、新方式の対象から除外。

制度導入の主なメリット

- (1)納税義務者:償却資産の申告と法人税等の申告が同時期になるため、固定資産台帳 の整備を年に1回行えばよい
- (2) 課税庁 : 償却資産の申告内容の適正化、課税客体の的確な把握、電子化の推進 による課税実務の効率化など、効率的で公正な課税事務の実現

Ⅱ 前年度の研究委員会において更なる検討を行うべきとされた課題についての議論

前年度の研究委員会において議論し尽くされなかった以下の点について、議論を行い、 地方団体から意見を聴取するための見直し案としてとりまとめられた。

1 新方式に係る納期をどのように設定すべきか

〈現行制度の考え方・問題点〉

固定資産税の納期は年4回(標準納期:4月・7月・12月・2月)としているが、納期は、その期間内に、定められた納税を履行することを納税義務者に対して強制するものであるから、納期を年何回かに分けてその円滑な履行を容易ならしめるようにするとともに、他の税目の納期と重複しないように配慮することも必要であることから、固定資産税の納期も、所得税、市町村民税、事業税等の納期との重複を避けて定められている。ただし、市町村は特別の事情がある場合においては、別に納期を定めることができるとされており、これは単に、法定の標準納期とは異なる月にその納期を定めることができるというばかりではなく、必要によって納期の数を増減することもできるものと解されている。

当該見直し案については、現行の標準納期を採用している課税庁である場合、9月・10月決算法人の納期は2月の1回に限られる(p.6を参照)が、上述のように課税庁ごとに異なる納期を定めることができるため、2月以降に納期を設定していない課税庁も748団体存在(※)し、何も措置を講じなければ、新方式に移行した場合、支払える納期が設定されていないという問題が生じることから、新方式に係る納期をどのように設定することが適切か、検討が必要である。

(※) 納期を標準納期としている団体は 448 団体(全体の 26.1%)、最終納期を1月以前に設定している団体は 748 団体(全体の 43.5%)(平成 28 年度総務省調査)

〈対応策の検討〉

対応を検討するにあたり、各納税義務者の行政手続きコスト削減の観点から、納期の統一が求められていることを考慮しつつ、①新方式の償却資産の納期に限り、全課税庁が現行の標準納期(もしくは新たに納期を設定。例えば課税庁が設定している納期のうち、採用数が多い、5月・7月・12月・2月とすること等)に統一する方式、②納期は統一せず、2月以降に納期を設定していない課税庁については、年度内に納期を確保する観点から、新方式の償却資産に限り、2月以降の納期を追加設定する方式の2案について検討を行った。(資料編 p. 37~39)

納税義務者の便宜のためには、①案のように納期を全団体一律にすべきであり、 一括電子納税をすることができるようにすることまで目指すべきとの意見も出されたが、特に課税庁の委員からは、納期の統一は制度面・運用面双方から影響が大 きく、②案で足並みを揃え、ソフトランディングで行うのが良いという意見も出された。また、仮に①案のとおり、全団体で償却資産の新方式のみの納期を揃えられたとしても、結局は「土地・家屋・償却資産の従来方式の納期」と「償却資産の新方式の納期(=標準納期)」の2種類の納期が併存することから行政手続きコストの削減につながらないこと、土地・家屋の納期をあわせて見直すとなると、改めて議論が必要となり、見直し自体がだいぶ先になることが懸念されたため、②案を軸に、市町村への聞き取りを行うこととなった。

この点に関連しては、次のような意見が出された。

(①案を採用すべきとの意見)

- 納税義務者の便宜のためには、複数の市町村に資産を持つ納税義務者が、全国 一律に一括電子納税をすることが出来るようにすることが目指すべき姿。
- システム面から鑑みると、足並みを揃え標準化されたものを一括で処理できるようにした方が納税義務者の利便性は向上するのではないか。国の財政措置や法的措置を行い、他の賦課税目も合わせて一気に進める方が、社会コスト面でも有利ではないか。
- eLTAX は電子申告を全団体で導入するのに約 10 年かかった。e-Tax は今の姿に なるまで 24 回くらい改修をしておりコストがかかっている。コスト面を考えると 電子納税を含めてきちんと最初から(納期の統一を)想定してやるのがよいので はないか。電子納税を開始するならシステム改修の準備期間をゆったりとり、土 地・家屋の一体化も合わせて検討し続ける必要がある。

〈②案を採用すべきとの意見〉

- 納期の統一ができた方がいいとは思うが、納期を変更するには手続が必要。各 市町村の都合も考慮すべき。
- 小規模自治体は、大規模改修はコスト面で負担が大きいので②案でスロースタートして欲しい。当町の最終納期は11月だが2月に変更することは可能。
- 全ての市町村が足並みをそえるというのはマストであり、②案も足並みがそろう。地方団体にとっては、土地・家屋も直ちに納期を統一するとなると抵抗があるし、土地・家屋も一緒に見直すとなると見直し自体がだいぶ先になる。

○ 土地・家屋も一括で納期が変われば利便性は向上するが、時間軸が優先。国税 も合わせて全体を見ると納期は様々なので、まずは電子納税と eLTAX による複数 自治体への一括申告が出来るようにすることを目指すべき。納期の統一はシステ ムが間に合えばついてくるもの。

〈参照条文〉

(固定資産税の納期)

第三百六十二条 固定資産税の納期は、四月、七月、十二月及び二月中において、当該市町村 の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めること ができる。

2 略

2 個人事業主が新方式を選択した場合の申告期限について

〈現行制度の考え方〉

土地及び家屋は、登記簿をもってその課税客体を捕捉することができるが、償却資産についてはそのような方途はないため、所有者から申告書の提出を求めることとし、課税庁の税務調査と相まってその的確な捕捉を期しているところである。償却資産の申告期限は1月31日とされているが、これは所有者が申告書を調製するために必要な期間的余裕(賦課期日は1月1日)と課税庁における価格決定のために要請される事務上の都合(価格の決定期限は3月31日)との両者の調整を考慮して定められているものである。また、法人・個人の別を問わず申告期限は一律である。

〈論点・対応策の検討〉

個人事業主の所得税の確定申告は2月16日から3月15日までの間に行うことと されているため、個人事業主についても新方式の申告期限を所得税の申告期限にあ わせる必要があるかについても議論された。

昨年度の議論では、納税義務者サイドからは、固定資産税(償却資産)の申告期間にゆとりがある方が望ましいとの要望がある一方で、課税庁サイドからは、3月末までに価格の決定を行う必要がある中で、申告期限が後ろ倒しになることは望ましくないとの意見が表明され、引き続き調整が必要という結論に至った。

今年度の議論は、所得税の申告期限である3月15日に合わせることを軸に検討されたが、その場合、課税庁の価格決定期限が4月末となり、第1回目の納期は7月となることから、納期が1回減少し、全3回の納期で納税することとなる。その点を個人事業主が納得の上で、申告方式を選択すればよいとの結論に至った。

(資料編 p. 39)

この点に関連しては、次のような意見が出された。

○ 申告期限が3月末である必要はない。2月末も現実的ではないので3月 15 日でよいのではないか。その上で、納期が年3回になることも踏まえて個人 事業主が選択すればいい。

〈参照条文〉

<地方税法(昭和25年法律第226号)(抄)> (固定資産の申告)

第三百八十三条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者(第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。)は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

<所得税法(昭和40年法律第33号)(抄)>

(確定所得申告)

第百二十条 居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条(税率)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第百二十三条第一項(確定損失申告)の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期(その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。)において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一~十一 略

3 新方式を選択したが、電子申告が不可能になった場合の対応について

〈問題点・対応策の検討〉

現行の制度においても、災害等のやむを得ない理由により、申告、申請、納付などが期限までにすることができない場合は、その期限を延長することができる規定(地方税法第20条の5の2)は存在するが、新方式を選択した事業者が、現行方式による申告期限である1月31日を経過した後に、災害等によりやむを得ず電子での申告ができない状況になった場合等の対応について整理が必要となる。

平成30年度改正で国税(法人税、消費税)において、大法人の電子申告が義務化された(平成32年度施行)が、その際、大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合に、税務署長の承認を受けて、書面による申告ができる宥恕措置を定めていることを参考にし、同様のケースにおいて市町村長の判断により、当該年度に限り、申告期限の延長や書面による申告を認めることとするような規定を設けることが望ましいとされた。(資料編p.40)

〈参照条文〉

<地方税法(昭和25年法律第226号)(抄)>

(災害等による期限の延長)

第二十条の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。

<法人税法(昭和40年法律第34号)(抄)>

(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

- 第七十五条の四 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により 同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、 同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合におい て、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長 の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同 条の規定は、適用しない。
- 2 前項の承認を受けようとする内国法人は、同項の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで(同項に規定する理由が生じた日が第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで)に、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3~8 略

4 新方式を選択する旨の届出等について

〈昨年度の議論〉

新方式の導入に伴う事務負担の増加・複雑化を極力防ぐため、新方式を選択しようとする事業者には、予め課税庁に対してその旨の届出をさせることが適当とされた。課税庁等への申出の形式については、地方団体の諾否の応答が必要な「申請」と、不要な「届出」とが考えられるが、他の税制上の届出制度とのバランス等に照らせば、「届出」を形式審査することで足りると考えられるためである。

これにより地方団体は当該事業者の決算日を把握することができ、1月31日までに(現行方式による)申告書が届かなかった場合の慫慂等の事務作業の手間を省くことができる。

また、今年度に引き継ぐ論点として、新方式から現行方式に戻す場合の申請方法、新方式を選択する旨の届出書の提出期限、変更の際の承認・却下基準等が挙げられた。その際、類似の税制上の届出制度として、法人税における減価償却方法の届出・変更申請(法人税法施行令第51条、第52条)が考えられ、それを参考に検討を行った。(資料編p.41~42)

〈新方式から現行方式に戻す場合の申請方法〉

度々申告方式が変更されること等による課税庁の混乱を避けるため、新方式から現行方式に戻す場合は、事業者から申請書を提出させ、課税庁が承認をするといった手続が適当と考えられる。その際には、恣意的な変更を防ぐための承認の基準の内容や承認されなかった場合の救済措置のあり方についても検討が必要である。(どちらも後述)

なお、法人税法施行令においては、最初、所有する減価償却資産を資産区分ご とに、償却方法を納税地の税務署長に届出を行い、以降、その償却方法を変更す る場合は、納税地の税務署長の承認を受けなければならないとなっている。

〈新方式を選択する旨の届出書の提出期限〉

新方式を選択する旨の届出の提出期限については、現行方式の申告が可能となる賦課期日前一定期間までとすることが考えられるが、具体的な期限の設定については、実務への影響等を踏まえつつ検討する必要がある。

法人税法施行令においては、減価償却資産の償却方法の届出が「減価償却資産の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限まで」、償却方法の変更の承認の申請が「新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日まで」となっている。

これを参考にすると、新方式を選択する旨の届出の提出期限は「賦課期日の前日まで」が適当と考えられる。これにより、現行方式の申告期限の1ヶ月前まで

には課税庁側が各申告者の申告方式の把握が可能となり、課税事務の混乱を避けることができる。また、申告方式の変更を行う際の提出期限は、「新たな申告方式を選択しようとする年度の賦課期日の1ヶ月前まで」が適当と考えられる。届出と1ヶ月の差異を設けている理由として、課税庁側が変更申請の内容について審査を行う必要があり、その審査期間が必要と考慮された結果である。

〈変更の際の承認・却下の基準〉

変更の際の承認・却下基準について、これを明確に定めていなければ、例えば複数の地方団体に償却資産を有する一の事業者について資産の所在地方団体ごとに諾否の判断が分かれた場合を想起すれば明らかなように、申告手続をかえって複雑化させる恐れがあるため、諾否の判断が分かれない明確な基準を設ける必要がある。

法人税においての基準については、「現に選択している償却の方法を採用してから相当期間(3年間)を経過していないとき、又は変更しようとする償却の方法によってはその法人の各事業年度の所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下することができる。」と法人税法施行令及び法人税基本通達に定められている。

これを参考にすると、固定資産税も法人税同様、現に選択している申告方式を 採用してから相当期間 (3年間) を経過していないと市町村長が認めるときは、 申請を却下することができることが適当と考えられる。理由として、頻繁に申告 方式を変更されること等による、課税庁の混乱を避けるため、一定期間を経過し なければ変更不可にする必要があるためである。

また、単年度のみ電子申告が不可能となった場合については、申告方式を変更するのではなく「3 新方式を選択したが、電子申告が不可能になった場合の対応について」のとおり、申告期限の延長や、書面による申告を認める対応が望ましいと考えられる。その際、納税義務者の便宜のため、申告方式を変更時と同様、課税庁ごとの対応がバラバラにならない仕組みの構築が必要である。

〈変更が却下された時の救済措置〉

変更が却下された時の救済措置については、法人税の取扱いにおいて特段の定めはなく、行政不服審査法に基づく不服申立てが必要であり、これに倣うことが 適当と考えられる。

〈参照条文〉

<法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)(抄)> (減価償却資産の償却の方法の選定)

第五十一条 略

2 内国法人は、次の各号に掲げる法人(第二号又は第三号に掲げる法人にあつては、その有する減価償却資産と同一の資産区分(前項に規定する区分をいい、二以上の事業所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとする場合にあつては、事業所又は船舶ごとの当該区分をいう。以下この項において同じ。)に属する減価償却資産につきこれらの号に定める日の属する事業年度においてこの項の規定による届出をすべきものを除く。)の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度に係る法第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書の提出期限(第一号又は第四号から第六号までに掲げる内国法人がこれらの号に定める日の属する法第七十二条第一項(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限)までに、その有する減価償却資産と同一の資産区分に属する減価償却資産につき、当該資産区分ごとに、第四十八条第一項又は第四十八条の二第一項に規定する償却の方法のうちそのよるべき方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。ただし、第四十八条第一項第一号ロ、第四号及び第六号並びに第四十八条の二第一項第一号ロ、第四号及び第六号に掲げる減価償却資産については、この限りでない。

一~六 略

 $3\sim5$ 略

(減価償却資産の償却の方法の変更手続)

- 第五十二条 内国法人は、減価償却資産につき選定した償却の方法(その償却の方法を届け出なかつた内国法人がよるべきこととされている次条に規定する償却の方法を含む。第六項において同じ。)を変更しようとするとき(二以上の事業所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定していないものが事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとするときを含む。)は、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする内国法人は、その新たな償却の方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、その旨、変更しようとする理由その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した内国法人が現に よつている償却の方法を採用してから相当期間を経過していないとき、又は変更しようとする償却 の方法によつてはその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるとき は、その申請を却下することができる。
- 4 税務署長は、第二項の申請書の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5 · 6 略

〈参照条文〉

<法人税基本通達(抄)>

(償却方法の変更申請があった場合の「相当期間」)

- 7-2-4 一旦採用した減価償却資産の償却の方法は特別の事情がない限り継続して適用すべきものであるから、法人が現によっている償却の方法を変更するために令第52条第2項《減価償却資産の償却の方法の変更手続》の規定に基づいてその変更承認申請書を提出した場合において、その現によっている償却の方法を採用してから3年を経過していないときは、その変更が合併や分割に伴うものである等その変更することについて特別な理由があるときを除き、同条第3項の相当期間を経過していないときに該当するものとする。
- (注) その変更承認申請書の提出がその現によっている償却の方法を採用してから3年を経過した後になされた場合であっても、その変更することについて合理的な理由がないと認められるときは、その変更を承認しないことができる。

Ⅲ 固定資産税(償却資産)の見直し(案)に対する課税庁側の意見

〈課税庁の意見聴取方法〉

これまで議論を行ってきた償却資産課税制度の見直し(案)について、特に実際に 実務を行う課税庁側の意見や改善点について聴取する必要があり、全国を9ブロック に分け、各都道府県の固定資産税担当職員と総務省において意見交換会を行った。見 直し案の説明や新たな事務フローのイメージ、質疑応答を行うとともに、各都道府県 内の市町村へアンケート調査を依頼した。(資料編 p. 43)

ブロック	日時	開催地
【北海道・東北ブロック】	6月12日 (火)	岩手県盛岡市
北海道,青森県,岩手県,宮城県,秋田県,山形県,福島県	13:15~14:15	
(7)		
【関東Iブロック】	6月26日 (火)	評価センター会議室
茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県 (5)	13:15~14:15	
【関東Ⅱブロック】	7月10日(火)	評価センター会議室
東京都 (総務局・主税局), 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野	13:15~14:15	
県 (6)		
【北陸・東海ブロック】	7月20日(金)	三重県津市
富山県, 石川県, 福井県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県	13:00~14:00	
(7)		
【近畿ブロック】	6月20日(水)	滋賀県大津市
滋賀県,京都府,大阪府,兵庫県,奈良県,和歌山県(6)	13:15~14:15	
【中国ブロック】	7月5日(木)	岡山県岡山市
鳥取県,島根県,岡山県,広島県,山口県(5)	13:00~14:00	
【四国ブロック】	8月7日 (火)	高知県高知市
徳島県,香川県,愛媛県,高知県(4)	13:00~14:00	
【九州ブロック】	7月24日 (火)	大分県大分市
福岡県,佐賀県,長崎県,熊本県,大分県,宮崎県,鹿児島県	13:00~14:00	
(7)		
【沖縄ブロック】	6月8日(金)	沖縄県那覇市
沖縄県(1)	13:00~14:00	

〈固定資産税(償却資産)の見直し(案)〉 資料編の44~45ページを参照。

〈課税庁の意見聴取結果〉

ブロック意見交換会後に全市町村にアンケート調査を行った結果、本見直しに係るメリットが感じられるという意見は少数であり、むしろ業務量が増加し、煩雑化につながる意見や、システム改修等の各種環境整備をととのえてから、段階的に制度変更を行ったほうがよいといった意見等、消極的な意見が目立った。詳しくは以下のとおり。(資料編p. 45~46)

【課税実務関係】

- 本見直しにより業務量増加・煩雑化を懸念。業務フローの全般的な見直しの必要性があり、業務の困難性が高まる(765 市町村)
 - ・ 申告時期や納期が分散されることで、申告書発送事務、申告受付事務、賦課・納通発送事務、未申告者対応事務(督促状の発送)、徴収・出納事務、債権管理事務、税務調査など、一連の事務を大きく見直す必要があり、事務が分散され、効率性や経済性が大きく低下し、かつ煩雑となる
 - ・ 納税通知書を土地・家屋分と新方式の償却資産分で2回交付が必要となり、事務量が増加 する
 - ・ 固定資産税は、納税通知書発送後の4月下旬~7月頃に多数の問い合わせがあることから、 その対応時に新方式の3月決算法人(5月申告期限)の申告対応が重なると、事務処理に支 障を来す恐れがある
 - ・ 10 月決算法人 (12 月申告期限) の申告 (n 年度申告分) が遅れた場合、最終納期に間に合わない恐れがあり、現行方式の申告 (n+1 年度申告分) 時期と近くなるため、課税誤りの原因になる恐れがある
- 償却資産を専任する職員がいない等、人員不足に関する理由から、対応は困難(305 市町村)
 - ・ 今までは年間の事務スケジュールが決まっており、少ない人員でも業務を行えていたが、 新方式を導入すると毎月申告書が届くこととなり、特に実地調査の実施に影響が出る
 - ・ 事務が集中する2月~4月に一部の事務について外部委託を行っているが、新方式申告分ではコスト面から委託が出来なくなることが予想されるため職員の事務量が増加する
- 申告期限から納税通知書発送までの期間が短くなる場合があり、入力誤り等による課税誤りが発生する可能性(129 市町村)

【システム改修関係】

- システム改修予算確保等が必要であり、地財措置が不可欠(326 市町村)
 - ・ 納税通知書を土地・家屋分と新方式の償却資産分の2回交付が必要となり大規模なシステム改修が必要となる

- システム更新対応のため、施行までの期間を十分に確保し、余裕のあるスケジュールにしてほしい。具体的な対応について、早期に検討状況の情報共有を希望(126市町村)
- 業務効率化のために電子申告データを基幹システムへ流し込める機能等、職員の 負担軽減を図れるような対応方法を検討してもらいたい(105 市町村)
- 現状の eLTAX における電子申告では、エラーチェックが十分ではなく、結果、確認のための業務量が増えているため、十分な検討をお願いしたい(100 市町村)

【見直しに係る全般的な意見】

- 新方式へ移行する見込みの納税義務者が限定的であることや、各市町村で多額のシステム改修経費がかかるため、見直しの必要性があるのか疑問。導入にあたってはもっと慎重な検討が必要ではないか(156 市町村)
 - 低利用率が予想される新方式のために、人員確保に加え、システム改修や運用費用等の徴 税コストを増やすことは疑問
 - ・ 資産数が多い法人は、現行方式を採用する可能性が高いため、納税環境整備として劇的な 効果があると言えるかは疑問
 - ・ 新方式希望法人数等の定量的なデータ等による分析を踏まえて、費用対効果の検証を行う 必要がある
- 課税客体の的確な把握、捕捉漏れ調査、業務の分散等、見直しのメリットは感じられる(36 市町村)
- 一括電子申告・電子納税の仕組みや、システム改修等の各種環境整備をととのえてから、申告期限の見直しを行うなど、段階的に制度変更を行ったほうがよい(27 市町村)

〈小括〉

以上の意見をまとめると、①課税事務量の増加・煩雑化に対する懸念、②基幹システムの改修・コスト等に対する懸念、③新方式を希望する法人数とシステム改修費用の費用対効果に対する懸念、の大きく3つの懸念に分けられる。

その懸念の背景には、新方式を希望する法人数の増加が見込めない恐れや、eLTAXを含めた現行のシステムでは電子申告のメリットが十分活用できていないことがあるほか、見直し案の意図が正確に伝わっていないことなども考えられる。

新方式を導入することによる申告者・納税義務者のメリットや、課税庁側へのメリットは前述 (p. 6) のとおりだが、現実的には、課税事務を執行する課税庁の懸念を払拭しないことには、新方式の導入は難しいと言わざるを得ない。

そこで、まずは一括電子申告システムや地方税共通納税システムの導入、eLTAX の 使い勝手の向上等、課税庁・納税義務者双方の事務の簡素化・効率化の検討や実際の システム改修を行い、それにより、電子申告のメリットが十分活用できるよう課税庁の受入態勢が一般化した後に、改めて納税義務者・課税庁等の関係者に対しての十分な説明や意見聴取をし、新方式の実施に向けた検討に着手する等、段階を追って着実に見直しを進めることが望ましいとされた。(資料編 p. 46) この点に関連しては、次のような意見が出された。

- 当初目指していた申告期限の見直しにはたどり着かなくても、eLTAX による複数自治体への一括電子申告やエラーチェック機能が充実し、将来的に一括して電子納税できる地方税の共通納税システムができれば自然と目指していたものができあがるのではないか。これらの実現は、最終的な完成形ではないとしても、納税者にとっても課税庁にとっても重要な変更なので、時間をかけてでも実現して欲しい。
- 厳しいアンケート結果である。納税義務者側の負担は軽減するが、課税庁側の 負担がかなり重い。このバランスをどのように考えるか。新方式を導入すること が国全体にとって望ましいということであれば、課税庁側の負担にどのように対 応するかを考えるべき。また、調査業務への懸念をどのよう対応するかも新方式 を考える上では重要。
- 市町村へアンケートを実施する上の前提条件の設定が曖昧だったため、ネガティブな意見につながっているのではないか。詳細な業務フローや基幹システムの改修にかかる費用負担等、仕様や新システムの条件設定をしたうえでアンケートをとれば、もう少し前向きな意見を得られたのではないか。
- もう少し場面設定、条件設定を精査した上で、しばらくたってからもう一度アンケートを行っていただきたい。
- 電子申告によって、前年度との関係性、耐用年数の適用等が機械的にチェック できるのであれば、調査業務も軽減できると期待している。
- エラーチェックや前年度申告データとの自動比較ができれば、現行業務の負担 軽減にもつながることになると考える。そういったことで業務の効率化、捕捉率 の向上にもつながるのではないか。
- 新しいシステムを作るのであれば、共通化できる部分は共通化し、課税庁で持たなくていいシステムは、クラウドを活用するなどして特化して集中してシステムを作りあげた方が、全体的なコストも下げられて効率性もあげられる。
- 今の申告書類を一回棚卸しして、申告する内容について簡素化するなり、方法 を統一するなりしないと、なかなか一般化の道が難しくなるのではないか。

- 特に小規模の市町村職員は、税務担当者の在任期間が一般的に短いこと、徴収相手が顔見知りで徴収しにくいことという問題もはらんでいるが、電子申告がそういった事情を解決してくれるのではないか。新方式導入について、いくつかのブロックで研究会や説明会などを開催すれば、理解も深まり、現状を変えるのは嫌だという自治体の食わず嫌いもなくなりネガティブな意見も減るのではないか。そういう努力に積極的に取り組んで欲しい。
- 償却資産に対する固定資産税には、経済界等から制度の廃止を含めた抜本的な 見直しが求められているなど、強い批判がある中で、新方式は、納税者の利便性 の向上と適切で透明度の高い執行体制の確保によりこの税への納税者の理解を促 進することを狙いとしているものだが、このような危機意識が地方団体と共有さ れていないのではないか。

Ⅳ 電子化への取組

1 政府における行政手続の簡素化等の方針

規制改革推進会議において、事業者目線で、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に推進するため、地方税における行政手続コストの削減について次の数値目標等(※1)が設定されるとともに、「行政手続簡素化の3原則(※2)」が決定されており(平成29年3月29日行政手続部会取りまとめ)、これらに沿った行政手続の見直しが求められている。

(※1 数値目標等)

- 1. 国税の数値目標も踏まえ、次の数値目標を設定する。
- ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民 税・法人事業税の申告について、電子申告(eLTAX)の利用率100%
- ② 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告 (eLTAX) の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告 (eLTAX) の利用率100%。
- 2. 手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。
- ① 電子申告の推進
- ② eLTAXの使い勝手の大幅改善(利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む。)
- ③ 国税との情報連携の徹底(法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等)

(※2 行政手続簡素化の3原則)

(原則1) 行政手続の電子化の徹底(デジタルファースト原則)

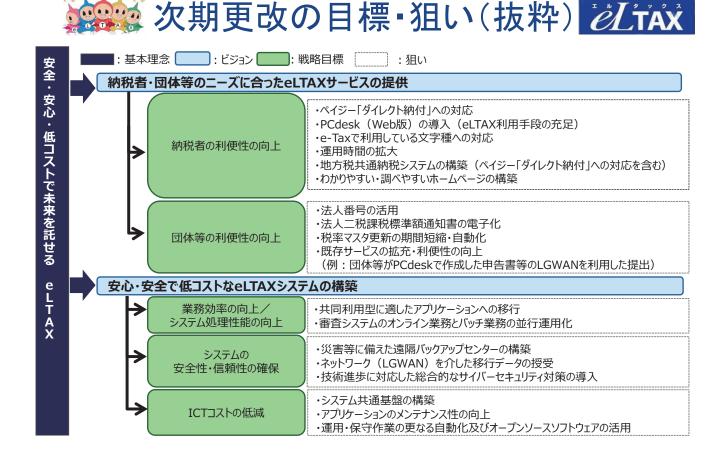
- ・電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。 (原則2)同じ情報は一度だけの原則(ワンスオンリー原則)
 - ・事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。

(原則3) 書式・様式の統一

・同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

2 現在改修中の eLTAX の機能向上の取組

1の方針に基づき、地方税電子化協議会は eLTAX のシステム更改に向け、各種機能向上の取組を以下のとおり行っている。なお、大規模なシステム更改については5年に一度のペースで行っており、次回は平成31年9月完了を目途に改修が行われている。(詳細は資料編p.64~65)



Ⅴ 今後の方向性

〈取組順序の考え方〉

「Ⅲ 固定資産税(償却資産)の見直し(案)に対する課税庁側の意見」の小括のとおり(p. 19)、申告期限の選択制を導入するためには、一括電子申告や共通電子納税等、電子的な仕組みを整備し、双方の事務手続を効率化することが、課題解決に向けた第一歩と考えられ、まずは申告制度の簡素化・効率化に向けた電子的な整備を進め、納税義務者・課税庁双方の態勢が整備された後に、改めて将来の申告制度のあるべき姿を検討することが適当と考えられる。

〇 申告制度の簡素化・効率化に向けた取組

〈地方団体の課税現場の状況〉

地方団体における固定資産税(償却資産)の課税実務は、概ね11月から4月までの間に定期課税事務、4月から11月までの間に調査事務、必要に応じて随時課税事務を行うのが一般的である。これらの事務を複数、場合によっては多数の職員で分掌する例ももちろんあるが、地方団体によっては、固定資産税全体を1人の職員が担当している場合や、固定資産税のみならず市町村民税や事業所税などの市町村税全体を数名の職員で行っている場合もあり、課税実務の態勢は地方団体により様々である。(京都地方税機構のように、京都府と、京都市を除く京都府内25市町村が、税業務を共同して行う組織を設立し、法人関係税や自動車関係税に係る申告書等の受付を行っているような例もある。)

また、固定資産税(償却資産)の申告については、eLTAX 経由で電子申告をすることができるが、eLTAX の利用状況は、全申告件数のうち約30%程度(平成29年度)と低調な状況となっていること、地方団体によっては、eLTAX 経由で電子申告されても一度紙に印刷し申告内容を確認の上、基幹システムに入力するという手続をとっている場合があることなど、電子データを効果的に活用できていないという課題もあることから、次の所用の措置を講ずる必要がある。

(1) 一括電子申告システムの導入

固定資産税(償却資産)は、所在地方団体毎に申告が必要であり、特に多くの地方団体に償却資産を所有する法人にとっては、法人名、法人所在地等の基礎的情報を地方団体ごとに入力する必要があるのが現状であるが、例えば、事業者が複数の地方団体にわたる全償却資産のリストを一度の処理で申告できるシステムを構築することができれば、行政手続コストの大幅な削減が図れることとなる。現在でも、CSVファイルを作成し、PCdesk(地方税電子化協議会が作成するeLTAXへ申告するためのソフトウェア)に取り込みを行えば、一括電子申告は可能であるが、PCdeskの画面上から直接手入力する場合については、複数地方団

体への一括入力を行えない仕様(市町村ごとに入力する必要あり)になっていることから、今後、納税義務者等のニーズを踏まえ、誰でも一括電子申告が可能なシステムへの改修の検討を行うことが適当と考えられる。(資料編 p. 66)

(2) 地方税共通納税システムの導入

行政手続コスト削減の観点から、複数地方団体への一括電子納付を可能とする 仕組みについても検討すべきである。申告から納税まで一貫して電子的な手続が 可能となれば、現状において進捗が遅れている電子申告の利用自体、大幅に進む ものと予想される。

また、平成30年度税制改正大綱において、共通電子納税システムの導入が明記され、平成31年10月から主に地方法人二税が対象税目として稼働するが、実務上対応が可能となった段階で順次、税目の拡大を措置することとされているため、固定資産税(償却資産)についても導入を可能とする条件整備について引き続き検討する必要がある。(資料編p.54~55, p.70~73)

その際には、固定資産税は、地方団体ごとに納期が異なる(特別の事情があれば法定納期と異なる納期の設定が可能)ため、複数の地方団体への一括納付方法について利便性が高まるようなシステム設計とすることが期待される。

〈参照〉

<平成30年度税制改正大綱(抄)>

第二 平成30年度税制改正の具体的内容

六 納税環境整備

3 共通電子納税システム(共同収納)の導入

一定の地方税について、納税義務者等が eLTAX (地方税のオンライン手続のためのシステム) の 運営主体が運営する共通電子納税システムを利用して納付又は納入を行う場合、その収納の事務 については、eLTAX の運営主体及び金融機関に行わせるものとし、これらの税は金融機関から eLTAX の運営主体を経由して地方公共団体に払い込まれるものとする。

(注1) 対象税目は、平成31年10月1日時点においては、個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収分)、法人住民税、法人事業税及び事業所税(これらの税と併せて納付又は納入することとされている税を含む。)とし、実務上対応が可能となった段階で順次、税目の拡大を措置する。

(注2)上記の改正は、平成31年10月1日から適用する。

(3) eLTAX の機能向上・課税庁の基幹システムの改善

eLTAX を利用した電子申告データを受け付けた課税庁は、1度紙に出力して内容の審査を行った上で、税額計算を行うために基幹システムへ手入力を行っている団体がほとんどであるとの実態がある。

その理由として、PCdesk において申告内容の形式的エラーチェックが不十分であり、申告データの精度が低く、課税庁が基幹システムに申告データを取り込んでも、エラーとなり税額計算ができないとの意見が多数であった。

(エラーの一例:申告時に必須項目(取得価額、耐用年数等)が入力されていない。申告時 に外字や半角カタカナが使用され、資産名が文字化けして読み取れない等)

そのため、電子申告データを効果的に活用するためには、PCdesk において早期に形式的なエラーチェックを導入し、申告者の記入漏れがなくなり、課税庁との申告内容についての確認等の事務を減らせるようなシステムを構築する必要があると考えられる。

上記の課題解決と併せて、課税庁側でも電子申告データを基幹システムに取り込む機能を設けていない場合があるため、スムーズに取り込める仕組みを構築する必要がある。

上記のようなシステムを構築することにより、基幹システムへの入力事務、前年度データとの確認事務等の削減につながり、その削減により生じた時間を調査事務ほかに充てることもでき、適正課税の実施、延いては税収確保及び納税義務者からの信頼確保にも繋がるものと考えられる。

固定資産税(償却資産)の申告期限の選択制を導入することについて、課税庁からは、新旧両方式の申告書の処理事務等が、従来の1~3月の時期に加えて、各事業者の決算日後の一定期間ごとに発生し、年間を通じた事務の複雑化・恒常化を懸念する意見が多かった。そうした懸念に応えるためにも、課税庁における、入力事務や確認作業等、事務の効率化に資する検討を進めることは重要と考えられる。

この点に関連しては、次のような意見が出された。

〈エラーチェックに関する意見〉

○ 申告データを基幹システムに取りこんでもエラーになるデータがほとんどであるため、基幹システムに直接取り込まず、紙に印刷してチェックを行っている。 資料3の1ページ目(資料編 p. 74)のようなイメージを現実にシステムとして構築すれば、ほとんどの問題が解決できるのではないか。新方式で申告を毎月受けつけるということを実現するためには、こういうシステムが必要である。

- エラーチェックについて、PCdesk や税務ソフトで、必須項目がないとエラーに するとか、合計を自動計算にするとか、この仕様に沿った申告書でないと eLTAX で受け付けない等、見直しの要素はある。
- エラーチェックについては不備が多く時間がかかるので、申告者が入力段階で チェックできる仕組みがあれば、職員の少ない小さな団体には特に有効。申告期 限の選択制は新しい作業が増えるので、極力、職員にこれ以上負担をかけたくな いが、納税義務者の利便性も無視できないので、双方にとってよりよいシステム になるよう期待している。
- 申告ミスをなくすためには入力段階でのミスをなくせるようにするのが一番安全。そのためには納税義務者、課税庁等の議論をしていくべき。チェック時にそれぞれのデータ突合の必要性が出てくるというのは、それぞれのデータがしっかりしていないためであって、その突合が多くあるとそこでミスが生じてしまうのではないか。これを機にこういった問題を考え、突合という作業を減らせていけたらいい。

〈共通電子納税システムに関する意見〉

○ 共通納税システムの流れは進めていただきたい。一方で、電子化に対応できない者が一定数いるので、そういった人に対してはセキュリティの問題はあるとは思うが、操作性を簡単なものにして欲しい。

〈電子化全般に関する意見〉

- 企業側からすると申告から納税まで、電子化が一気通貫でなければメリットがない。開発や準備でタイミングが異なることは仕方がないが、課題としては3つ並列でやって欲しい。仮に電子化が広まっても 100%になるまでは相当な時間がかかるだろう。紙申告が多少なりとも残ったときに、小規模団体はどうするのか。例えば、事務の広域化を京都府でやっているケースもあるので、そういうことも考えていかないと事務負担の問題は解決しない。
- 仕組みを考える上で、自治体か納税義務者のどちらかに負担を強いるべきでは なく、社会全体で前に進むことが大事であり、そういった点はシステムで解決で きそうだと感じた。
- eLTAX の機能向上について、特に中小企業では、PCdesk を活用しているところは少なく、主に民間の税務申告ソフトから eLTAX に申告データを送信している。 今後そのような申告のチャンネルを増やしてもらえるとありがたい。

- 賦課課税方式でも納税者の応分の協力を得て執行する体制でないと、これから 制度として恐らくもたないであろう。そのような応分の協力は、この電子化によ ってよりスムーズに進むのではないかと考えている。
- 今回の新制度だと正しくスピーディーにできる仕組みが求められている。その ためには今までの手作業部分を ICT の力でクリアしていくのが肝なのではない か。

Ⅵ まとめ

償却資産に対する固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、 応益的に課税されるものであり、税収の面からも、市町村にとって重要な基幹税として位置づけられる一方、経済界からは制度そのものを廃止するなど抜本的な見直しを 求める意見も多い。そのような状況の中で、本研究委員会は、平成29年度及び平成30 年度の2カ年にわたり、申告事務に係る負担軽減、課税事務に係る効率化、電子申告 率の向上等について、納税義務者側からの視点、課税庁側からの視点、固定資産税の 性格に係る視点から、課税庁側・納税義務者側双方の利害を越えて議論を行った。

議論の中では、賦課期日の変更や仮徴収制度の導入等、今までされてこなかった大きな論点も扱ったが、課税現場や経済団体等からの様々な意見をもとに議論を行った結果、本研究委員会においては、申告期限の見直しや、事務手続きのICT化・効率化について重点的な検討を行った。

今般の申告期限の見直しの検討の狙いは、固定資産税と法人税の申告時点を一時点に統一することで申告事務の簡素化(二度手間感の解消)を図り、納税義務者の申告事務に係る利便性向上を目指すだけではなく、納税義務者のタックス・コンプライアンスの向上や法人税とのチェック・アンド・バランス機能の発揮による、適正な申告の促進を通じながら、課税の公平性をより高めていくことと、課税事務の効率化を目指すことにあった。

しかしながら、課税庁の課税事務や財政・会計事務に与える影響、納税義務者・課税庁双方のシステム改修、その他法制上の課題等、解決すべき課題が多数あることから、申告期限の見直しを直ちに行うことは難しいことが判明した。そのため、まずは、一括電子申告システムや地方税共通納税システムの導入、eLTAXの使い勝手の向上等、電子的な仕組みの整備を進めることにより、納税義務者・課税庁双方の事務の簡素化・効率化に向けた見直しを行い、それによる課税庁の受入態勢や納税義務者の電子申告態勢が整備された後に、改めて申告期限の見直し等の検討に着手する等、段階を追って着実に見直しを進めることが望まれる。

今後、実務者の観点からシステムの改修内容や改修時期、コスト等の検討を行い、 これまで議論された様々な意見を勘案しつつ、市町村・納税義務者・システムベンダ 一等との合意形成を行い、最善の選択を得るべく検討を深めていくことを期待する。

資 料 編

資料編目次

0	第1回	可研究会資料	
E	申告制度	度の簡素化・効率化に向けた制度設計について・・・・・・・・・・・	33
0	第2[回研究会資料	
	(1)	申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について・・・・・・・・	43
	(2)	新方式見込み数について(東京都資料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	(3)	償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会資料(横浜市資料)・・・	51
0	第3回	回研究会資料	
	(1)	地方税の電子化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	(2)	eLTAX の改修等について(地方税電子化協議会資料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	(3)	申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について・・・・・・・・	74

平成30年度 第1回 償却資産課税のあり方に関する 調査研究委員会

申告制度の簡素化·効率化に向けた 制度設計について

平成30年6月1日

目次

- 1 平成29年度償却あり方研において検討した見直し案の概要
- 2 これまでに指摘された課題
- ※ 平成29年度償却あり方研で整理された課題及び 地方団体から指摘された課題を記載

3 本日ご検討いただく課題

課題1 最終納期が1月以前に設定されている地方団体において、年度内に納期を確保する観点から、新方式に係る納期をどのように設定すべきか。

課題2 個人事業主が新方式を選択した場合の申告期限について

課題3 新方式を選択したが、電子申告が不可能になった場合の対応について

課題4 新方式を選択する旨の届出等について

4 固定資産税(償却資産)制度の見直しに係るスケジュールについて

1 平成29年度償却あり方研において検討した見直し案の概要(1/2)

- 〇 固定資産税(償却資産)の申告について、事業者が「現行方式」又は申告期限を法人税の申告期限と一致させる「新方式」から選択できる仕組みとする。
 - 現行方式を継続するとともに、新方式を選択する場合には届出を行わせるオプトイン方式。
 - ・ 全ての地方団体で一律に選択制を導入。

黒類 〇

賦課期日は、「現行方式」と「新方式」のどちらでも1月1日(現行制度から変更なし)。

〇 申告期限

- (1) 現行方式: 1月末(現行制度から変更なし)。
- (2) 新方式 : 賦課期日直後に到来する決算日から2ヶ月以内。ただし、11 月・12 月決算法人については、2月末 (どちらについても、電子申告に限り申告を受け付ける)。

〇 申告内容

- (1) 現行方式:賦課期日時点の資産状況(現行制度から変更なし)。
- (2) 新方式 : 決算日時点の資産状況(除却資産及びその除却時期を付記。ただし、11月・12 月決算法人については、決算日から賦課期日までの取得資産及びその取得時期も併せて付記)。
 - ※ 地方団体側のシステムにおいて申告内容を賦課期日時点の資産状況に補正。
 - ※ 新方式による申告を希望する事業者は、賦課期日前一定期間までに届出書を提出(電子的手続に限る)。一度選んだ申告方法を変更する場合は、申請書を提出(紙または電子的手続による)。

〇 納期

- (1) 現行方式:原則、4月、7月、12月及び2月中の年4回(現行制度から変更なし)。
- (2) 新方式 : 新方式を選択した法人については、決算期により納期数が変動(1回~4回)。なお、仮 徴収制度は導入しない。
- ※ 大臣(知事)配分資産は、新方式の対象から除外。

2

1 平成29年度償却あり方研において検討した見直し案の概要(2/2)

								現征	行制	度												新制	制度					
	年度	n-	2年	度					r	ı−1 1	年度											n年	度					
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	11月決算法人	申告 期限		価格 決定	1			2				決算	3			/A /E	1			2					3		4	
	12月決算法人	申告 期限		価格 決定	U			2			/	4	3			価格 決定	1		CW Abs	2					3		4	
	1月決算法人	申告 期限		価格 決定	1						法人		3	決算	4	申告期限			価格 決定	1					2		3	
新	2月決算法人 ⁿ	申告 期限		価格 決定	1						算日 [,])資産		3	n	4	Ţ.	申告 期限		価格 決定	1					2		3	
方式	3月決算法人	申告 期限		価格 決定							報告		3	年	4	決 3	E	申告期限	価格 決定	1					2		3	
式	4月決算法人 年	申告 期限		価格 決定	\bigcirc		щ					ᅬ	3	年度賦課期日	4		決 3	ţ	申告期限					価格 決定	1		2	
	5月決算法人度	申告 期限		価格 決定	U			2					3	課	4			決!	φ.	申告期限				価格 決定	1		2	
	6月決算法人課	申告 期限		価格 決定	U			2					3	日	4				決 3 ●	φ.	申告期限	申告		価格 決定 価格	1		2	
	7月決算法人 田	申告期限		価格 決定				2					3		4					決算 ●-	Ĭ	期限		決定	1		2	
	8月決算法人	期限		価格 決定	\bigcirc			2					3		4						決 3	Ψ.	期限	価格 決定	1	压物	2	
	9月決算法人	申告 期限		価格 決定	U			2					3		4							決!	ĮĮ.	申告期限	[a. m]	価格 決定	1	
	10月決算法人	申告 期限		価格 決定	1			2					3		4								決算 ●	Į	申告期限	価格 決定	1	

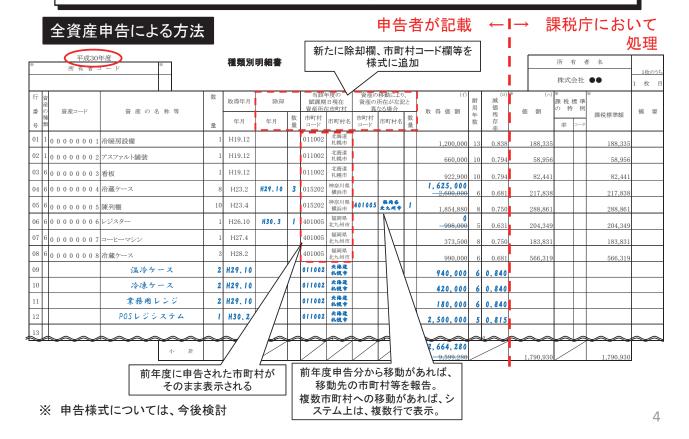
賦課期日から決算日までの資産の増減を課税庁において処理

				現行制度															新	制度							
年度	n-	-2年度 n-1年度						n年度																			
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	申告期限		価格 決定	1			2					3	申告期限	4	価格 決定				2					3		4	
The state of the s	批課期日 C+1年度											見 目 月	武 果度 目														

=現行制度における課税

=新制度初年度における課税

(参考) 新方式の種類別明細書イメージ (30年度(賦課期日30年1月1日)の申告を、3月決算法人が30年5月までに提出する例)



2 これまでに指摘された課題(1/4)

※ (H29あり方研課題)と記載されたもの以外は、 政令指定都市及び東京都から指摘された事項

	政令指定都市別	ひ東京都から指摘された事項
項目	課題・地方団体からの指摘事項	今後の方向性
納期関係	 ■最終納期が1月以前に設定されている地方団体への対応(H29あり方研課題) ●納期を統一することによって、事務が煩雑化するのではないか ・事務が煩雑になること、大規模なシステム改修が必要になることから、条例上定められた納期以外での課税(随時課税)によって対応することも認めて欲しい。 ・新方式に限り、納期を法定納期(4・7・12・2月)に統一すると、システムを改修する必要が生じる。 ・新方式に限り、納期を法定納期(4・7・12・2月)に統一すると、2種類の納期が存在するため事務が煩雑になり、業務量が増加する。 	→ 9ページ
資金繰り 関係	● <u>資金借り入れの必要性が見込まれ、年度当初の資金繰りについて確認が必要</u>	今後、市町村に対して調査を行 い、状況を把握。
債権管理 関係	 ●システムの大規模改修が必要 ・現行の債権管理システムでは異なる納期限があることを想定していないため、 <u>賦課システムに法定納期限を登録するためのシステム改修が必要。</u> ・ 賦課システム等の大規模な改修が必要であり、多額の費用を要すると共に、債権管理実務も煩雑になるため、事実上、対応は困難。 ・ 債権管理システムのみならず、多岐にわたるシステムの膨大な改修費用と検収作業が発生することが予想され、慎重な整理が必要。 ●事務処理手順の見直しが必要 ・ 法人が決算期を変更するごとに納期が変わり、法定納期限が年度により異なる場合も考えられ、事務が複雑となり、誤謬の発生要因にもなり得る。 ● 法定納期限が異なることへの懸念 ・ 後年に資産区分を変更する必要が生じた場合、修正時期により、家屋として遡及して修正できない。 	eLTAXから各課税庁の基幹システムへデータがスムーズに連携されるような仕様の検討、事務の効率化に資する債権管理システムの検討、電子納税システムの導入の検討等、課税庁の事務作業の軽減が図られる方策について、今後、システムベンダー、地電協、課税庁等と検討。
	●地方税法第17条の5第5項に定める「賦課決定の期間制限」が事業者によって異なることを想定しているのか。	事業者ごとに異なることを想定。 システムによる効率の良い債権管 理方法について今後検討。 5

2 これまでに指摘された課題(2/4)

項目	課題・地方団体からの指摘事項	今後の方向性
課税実務 関係	 ● 申告期限から納通発送までの時間が短い ・電子申告のフォーマットを工夫するなど、課税庁の事務作業や納税者の混乱が減る方向で進めて欲しい。 ・ 申告内容の精査を1ヶ月で行うことは困難、申告期限から納税通知書の発送までに期間が短い。 ・ 最も法人数が多い3月決算法人の処理を、定期課税納税通知書を発付し、問合せが集中する6月に実施するのは困難性が高い。 ●課税実務コストが増大するのではないか ・ 納期毎に納税通知書を作成・郵送するためコストが増大する。 ・ 外部委託によるシステム入力の委託金額の増額が予想される。 ・ 納税通知書の件数が少ない場合、封入封緘の業務委託ができない可能性があり、職員の作業量が増加。 ・ 決算日時点の資産状況を申告することとなるため、賦課期日時点の状況を把握し、課税標準額を算出しなければならないため、職員の作業量が増加。 	(債権管理関係と同様) → 電子申告のフォーマットについては、4 ページ
	●事務が分散されるため、現在、集中的に行っている未申告者に対する 督促や調査事務が非効率になるのではないか ・ 申告期限が異なると、申告書の催告を一斉にできなくなる。 ・ プレ申告送信、申告催告事務が年12回必要になる。 ・ 2種類の申告方法となるため区別化が課題となる。	基幹システム上で計画的に管理し、業務 の平準化を図るなど、効率的に運用できる 方策がないか、今後検討
	●決算日によっては、申告期限から価格決定日までが1ヶ月となるため、 申告期限を超過して申告されると、課税処理が間に合わなくなり、事務 が煩雑になるのではないか。	特に9月・10月決算法人の申告が遅れた場合など、随時課税せざるをえない場合も存在することから、その影響を最小限にとどめる方策については、システムによる課税事務の効率化の観点から、検討。

2 これまでに指摘された課題(3/4)

75.0	課題・地方団体からの指摘事項	会後の土中性			
項目	課題・地方団体からの指摘事項	今後の方向性			
申告•納 税関係	●個人事業主の申告期限のあり方(H29あり方研課題・地方団体からも同様の指摘あり)	→ 13ページ			
	● <u>合併、分割、決算期変更、解散等があった場合の申告方法</u> はどうなるのか。	事業者が合併等を行う場合、その時点で決算処理を行うので、原則として、賦課期日直後に到来する当該決算処理日から2ヶ月以内が申告期限となることを想定。			
	●共有資産に関し、連帯納税義務に基づき代表者が申告する場合の申告 期限はどうなるのか。	賦課期日における代表者の決算日に基づく 申告期限を想定。			
	●新方式を選択したが、電子申告が不可能になった場合の対応(H29あり 方研課題)	→ 14ページ			
	●新方式に係る電子申告様式の検討(償却資産申告書、新方式を選択する旨の届出書、現行方式への変更申請書(承認通知)等)(H29あり方研課題)	→種類別明細書 4ページ →新方式を選択する旨の届出等 16ページ			
	●資産が所在する <u>複数の地方団体への申告の一元化</u> (現行方式・新方式)(H29あり方研課題)	一括電子申告システムの検討、電子納税システムの導入の検討、法人税との申告の一			
	●固定資産税(償却資産)への <u>共通電子納税システムの導入</u> (現行方式・ 新方式)(H29あり方研課題)	□ 元化等について、今後、システムベンダー、 地電協、課税庁、国税庁等と検討。			
	●法人税と固定資産税(償却資産)の申告の一元化(新方式)(H29あり方 研課題)				

2 これまでに指摘された課題(4/4)

項目	課題・地方団体からの指摘事項	今後の方向性
基幹シス テム・ eLTAX関 係	● eLTAXと基幹システムが連携していない、eLTAXの使い勝手の更なる 向上が必要 ・ eLTAXから基幹システムへスムーズにデータ連携が行われるような システムを構築する必要 ・ eLTAXに申告項目のエラーチェック機能や、eLTAXにおいて賦課期 日時点で該当する市町村の資産に変換された申告データを市町村へ 送付する等、新機能の搭載や現在の機能の見直しをしてはどうか。 ・ eLTAXと基幹システムとの連携が確立していないため、見直し案が効 率化に資するか疑問	eLTAXの機能改善等の提案が多数寄せられており、今後、システムベンダー、地電協、課税庁等と検討。
届出関係	●新方式選択の届出等のあり方(複数団体への一括届出、提出期限、 現行方式に戻す申請手続き等)(H29あり方研課題)	→ 16ページ
	● <u>法人が決算時期の変更をした場合の捕捉</u> はどのように行うのか。	平成32年から法人設立届・異動届の電子 的提出の一元化を行うことを予定しており、 その情報を基にeLTAXを通じて決算時期の 変更等の把握を行う方向で検討。
その他	● <u>制度見直しに係る具体的なスケジュール等を早期に示して欲しい。</u> (システム改修に要する時間を考慮した制度改正スケジュールをお願いしたい)	地方団体の意見等を踏まえながら、制度の 見直しについて、今後見極めを行う。制度見 直しを進める場合、各課税庁のシステム改修 は現時点では平成32年度以降を想定。

8

3 本日ご検討いただく課題

課題1

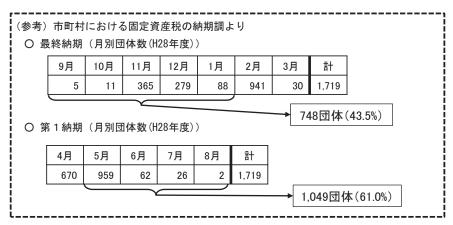
最終納期が1月以前に設定されている地方団体において、年度内に納期を確保する観点から、新方式に係る納期をどのように設定すべきか。

視点・考え方

- 納期は、これを年何回かに分け、他の税目と重複しないよう(※)に配慮し、円滑な納税を図る観点から、 地方団体が条例に基づき、納税者の便宜を考慮して定めている。
- 固定資産税の標準納期は4月、7月、12月、2月だが、納期を標準納期としている団体は448団体、全体の26.1%にとどまる。また、最終納期を1月以前に設定している団体(748団体(43.5%))や、第1納期を5月以降に設定している団体(1,049団体(61.0%))が多くみられ、納期の設定の仕方は団体によって様々。



新方式に係る納期について、どのように設定するのが適切か検討が必要



※ 個人事業税:8月、11月※ 個人住民税(普通徴収):6月、8月、10月、1月

課題1(つづき)

手続きの標準化の観点から納期の統一が求められていることや、現行の納期は条例に基づき地方団体毎に様々に設定されていることを考慮し、対応案としては、次の案が考えられるか。

案

(案1)

新方式の償却資産の納期に限り、全課税 庁が現行の標準納期(4月・7月・12月・2 月)に統一

(案2)

新方式の償却資産の納期に限り、全課税 庁が現行の標準納期とは別の納期に統一 (例:課税庁が設定している納期のうち、選 択数が多い、5月・7月・12月・2月)

留意点

- · 納税者にとっては、「土地・家屋の納期(所在地により異なる)」と 「新方式の償却資産の納期(=標準納期)」の二種類の納期となる。
- ・ 新方式を選択した場合、複数団体に所在の償却資産についてー 括電子納税が可能。(ただし土地・家屋分は別途、市町村ごとに納 税(電子・非電子)する必要あり)
- ・ 課税庁にとっては、「土地・家屋・従来方式の償却資産の納期」と「新方式の償却資産(=標準納期)」の二種類の納期となる。

(案3)

納期は統一しないが、年度内に納期を確保する観点から、2月以降に納期を設定していない課税庁については、新方式の償却資産に限り、2月以降の納期を追加設定

- ・納税者にとっては、「土地・家屋・償却資産の納期(所在地により異なる)」の一種類の納期となる。(ただし、1月以前を最終納期とする市町村において新方式を選択する9月・10月決算法人は、土地・家屋分とは別に、償却資産分を2月以降の納期に一括納付)
- ・ ただし、(納期が異なる)複数団体に所在の償却資産について一括 電子納税をすることは困難。
- ・課税庁にとっては、「土地・家屋・償却資産の納期」の一種類の納期となる。(ただし、1月以前を最終納期とする市町村では、新方式を選択する9月・10月決算法人について(随時課税の代わりに)2月以降の納期に一括徴収)

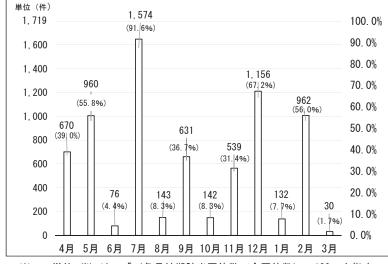


今後、それぞれの留意点等を考慮しながら、市町村へのヒアリングを行う予定

10

【参考】市町村における固定資産税の納期限について(平成28年度)

- 7月を納期限としている団体が最も多い(1,574団体、全団体の91.6%)。
- 納期を4回設けている団体が最も多い(1,614団体、全団体の93.9%)。
- 全団体の平均納期数は1年度あたり4.08回(総納期数7,015回÷1,719団体=4.08)。



年度内納期数 (回)	団体数 (件)(a)	(a) /全団体数 (%)
2	5	0. 3%
3	50	2. 9%
4	1, 614	93. 9%
5	12	0. 7%
6	4	0. 2%
7	3	0. 2%
8	7	0. 4%
9	4	0. 2%
10	19	1. 1%
12	1	0. 1%
合計	1, 719	

- ※1 単位(%)は、「(各月納期該当団体数/全団体数)×100」を指す。
- ※2 東京都特別区は、23区をもって1団体としている。

参照条文(納期)

< 地方税法 (昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号) (抄) > (個人の事業税の納期)

- 第七十二条の五十一 個人の行う事業に対する事業税の納期は、八月及び十一月中において当該道府県の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。
- 2 個人の事業税額が道府県の条例で定める金額以下であるものについては、当該道府県は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。
- 3 年の中途において事業を廃止した場合における個人の行う事業に対する事業税は、前二項の規定にかかわらず、当該事業の廃止後(当該個人が当該年の一月一日から三月三十一日までの間において事業を廃止した場合においては、当該年の三月三十一日後)直ちに課するものとする。

(普通徴収に係る個人の市町村民税の納期)

第三百二十条 <u>普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、六月、八月、十月及び一月中</u>(当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあつては、六月中)<u>において、当該市町村の条例で定める。</u>但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(固定資産税の納期)

- 第三百六十二条 <u>固定資産税の納期は、四月、七月、十二月及び二月中において、当該市町村の条例で定める。</u>但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。
- 2 固定資産税額 (第三百六十四条第十項の規定によって都市計画税をあわせて徴収する場合にあっては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。) が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によって定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

12

3 本日ご検討いただく課題

課題2

個人事業主が新方式を選択した場合の申告期限について

視点・考え方

- 個人事業主の所得税の確定申告は2月16 日から3月15 日までの間に行うこととされているが、法人と同様、個人事業主についても申告期限を見直す必要がある。
- 平成29年度の研究委員会では、申告期限を所得税の確定申告の期限と合わせて3月15日とする考え方を軸に検討された。
 - → その場合、価格決定期限が4月末となり、その影響で第1納期は7月(年3回の納期) となる。その点を踏まえた上で、個人事業主が申告方式を選択するものと整理。

(参考:平成29年度における意見)

- 所得税の申告期限が3月15日なのに、償却の申告期限は2月末となると申告現場からの反発は強い。法人は法人税の申告 と固定資産税の申告が同時期にできるようになるのに、個人は所得税と固定資産税の申告時期が分かれてしまうということにな らないようにして欲しい。
- 電子申告を行えば申告期限が3月15日まで延びるが納期は3回となる、ということをパッケージで申告者が選択すればいい。

<所得税法(昭和40年法律第33号)(抄)>

(確定所得申告)

第百二十条 居住者は、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が第二章第四節(所得控除)の規定による雑損控除その他の控除の額の合計額を超える場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七条第二項(所得控除の順序)の規定に準じて控除した後の金額をそれぞれ課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額とみなして第八十九条(税率)の規定を適用して計算した場合の所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときは、第百二十三条第一項(確定損失申告)の規定による申告書を提出する場合を除き、第三期(その年の翌年二月十六日から三月十五日までの期間をいう。以下この節において同じ。)において、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。一つ、中の略

3 本日ご検討いただく課題

課題3

新方式を選択したが、電子申告が不可能になった場合の対応について

視点・考え方

- 事業者が新方式による申告を選択し、現行方式による申告期限である1月31日を経過した後に、災害等によりやむを得ず電子での申告ができない状況になった場合等の対応について整理が必要。
- 現行の制度においても、災害等のやむを得ない理由により、申告、申請、納付などが期限までにすることができない場合は、その期限が延長できる規定(地方税法第20条の5の2)が存在する。
- 平成30年度改正で国税(法人税、消費税)において、大法人の電子申告が義務化された(平成32年度施行)が、その際、大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合に、税務署長の承認を受けて、書面による申告ができることとしており、宥恕措置を定めている。(地方税についても今後対応予定)



新方式を選択した事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告が困難であると認められる場合に、市町村長の判断により、当該年度に限り、申告期限の延長や書面による申告を認めることとしてはどうか。

※ 当該年度に、市町村長の承認を受けたとしても、次年度以降は引き続き新方式が適用される。

14

参照条文(期限延長)

<地方税法(昭和25年法律第226号)(抄)>

(災害等による期限の延長)

第二十条の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、 請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすること ができないと認めるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。

<法人税法(昭和40年法律第34号)(抄) >

(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

- 第七十五条の四 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて<u>納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、</u>当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、<u>同条の規定は、適用しない。</u>
- 2 前項の承認を受けようとする内国法人は、同項の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで(同項に規定する理由が生じた日が第七十四条第一項(確定申告)の規定による申告書の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで)に、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3~8 略

課題4

新方式を選択する旨の届出等について

視点・考え方

- 上記の届出については、提出期限、申告方式を変更する際の承認基準等を定める必要。
- その際、法人税における減価償却方法の届出、変更申請を参考にすべきか。

	(案) 新方式を選択する旨の届出	(参考) 減価償却資産の償却方法の届出、 償却方法の変更の承認の申請
概要	新方式を選択する場合、申告者は関係市町村にその旨の届出を行う 必要。 以降、申告方式を変更する場合は、当該市町村長に変更申請を行い、 その承認が必要。	所有する減価償却資産を資産区分ごとに、償却方法を納税地の税務署長に届出。 以降、その償却方法を変更する場合は、納税地の税務署長の承認を受けなければならない。
提出期限	届 出:賦課期日の前日まで (理由)現行方式の申告期限1ヶ月前までに課税庁側が各申告者の 申告方式を把握を行い、課税事務の混乱を避ける必要あり 変更申請:新たな申告方式を選択しようとする年度の賦課期日の1ヶ 月前まで (理由)課税庁側が変更申請の内容について審査を行う必要があり、 その審査期間が概ね1ヶ月程度必要と考慮	届 出:減価償却資産の取得をした日の属する 事業年度の確定申告書の提出期限まで 変更申請:新たな償却方法を採用しようとする事 業年度開始の日の前日まで
変更の際 の承認・ 却下の基 準	現に選択している申告方式を採用してから相当期間(3年間)を経過していないとき、その他過去の申告状況等を勘案し、適正に申告され難いと市町村長が特に認めるときは申請を却下することができる。 (理由)頻繁に申告方式を変更されること等による、課税庁の混乱を避けるため、一定期間を経過しなければ変更不可にする必要。単年度のみで電子申告が不可能になった場合の対応については、別途措置(→P14)	現に選択している償却の方法を採用してから相当期間(3年間)を経過していないとき、又は変更しようとする償却の方法によってはその法人の各事業年度の所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を却下することができる。
変更が却 下された 時の救済 措置	右に同じ	個別法に特段の定めはなく、行政不服審査法に 基づく不服申立てが必要

参照条文(新方式を選択する旨の届出)

<法人税法施行令(昭和40年政令第97号)(抄)>

(減価償却資産の償却の方法の選定)

第五十-**-条** 略

<u>い。</u>ただし、第四十八条第一項第一号ロ、第四号及び第六号並びに第四十八条の二第一項第一号ロ、第四号及び第六号に掲げる減価償却資産に ついては、この限りでない。 -~ 六 略

3~5 略

(減価償却資産の償却の方法の変更手続)

- 第五十二条 内国法人は、減価債担資産につき選定した償却の方法(その償却の方法を届け出なかつた内国法人がよるべきこととされている次条に 規定する償却の方法を含む。第六項において同じ。)<u>を変更しようとするとき</u>(二以上の事業所又は船舶を有する内国法人で事業所又は船舶ご とに償却の方法を選定していないものが事業所又は船舶ごとに償却の方法を選定しようとするときを含む。)<u>は、納税地の所轄税務署長の承認</u> を受けなければならない。
- である。
 前項の実認を受けようとする内国法人は、その新たな償却の方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、その旨、変更しようとする理由その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
 税務署長は、前項の申請書の提出があった場合において、その申請書を提出した内国法人が現によっている償却の方法を採用してから相当期間を経過していないとき、又は変更しようとする償却の方法によってはその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算が適正に行われ難いと認めるときは、その申請を判下することができる。

 ★教習書は、第二章の申請を判下することができる。
- 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対 し、書面によりその旨を通知する。 5・6 略

<法人税基本通達(抄)>

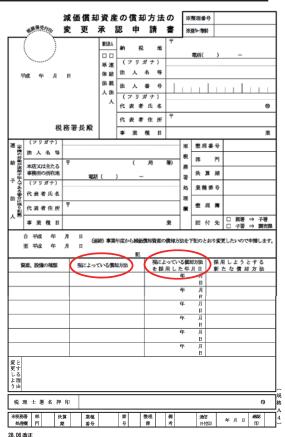
(償却方法の変更申請があった場合の「相当期間」)

- 7-2-4 一旦採用した減価償却資産の償却の方法は特別の事情がない限り継続して適用すべきものであるから、法人が現によっている償却の方法 を変更するために令第52条第2項《減価償却資産の償却の方法の変更手続》の規定に基づいてその変更承認申請書を提出した場合において、 現によっている償却の方法を採用してから3年を経過していないときは、その変更が合併や分割に伴うものである等その変更することについて特別な理由があるときを除き、同条第3項の相当期間を経過していないときに該当するものとする。

 (注) その変更承認申請書の提出がその現によっている償却の方法を採用してから3年を経過した後になされた場合であっても、その変更することについて合理的な理由がないと認められるときは、その変更を承認しないことができる。

参考(減価償却資産の償却方法の届出、変更承認申請 様式)





18

4 固定資産税(償却資産)制度の見直しに係るスケジュールについて

未定稿

平成30年度

4月	〇 政令指定都市固定資産税担当課長会議において意見交換 (25日)
6月	〇 第1回償却資産あり方研(1日)
6月 ~ 7月	○ ブロック別都道府県担当者意見交換会 ※ 意見交換後、ブロックごとに県を通じて市町村から意見聴取
8月	○ 各市町村の意見集約○ 第2回償却資産あり方研(中旬予定)・市町村の意見集約を踏まえた案を提示 等○ 集約した意見等を各市町村へフィードバック
9月	〇 第3回償却資産あり方研 (下旬) ・中間とりまとめ 等
:	
2月	○ 第4回償却資産あり方研 ・報告書(案) 等

平成31年度以降

- 税制改正、地方税法改正
- ・各種システムの仕様について検討
- ・課税庁、関係団体に周知及び研修
- ・課税庁及び地電協においてシステム改修

平成30年度 第2回 償却資産課税のあり方に関する 調査研究委員会

申告制度の簡素化·効率化に向けた 制度設計について

平成30年8月29日

償却資産ブロック別都道府県意見交換会 開催実績

全国を9ブロックに分け、各都道府県の固定資産税担当職員と総務省において、 償却資産の申告期限見直しについて意見交換会を実施

ブロック	日時	開催地
【北海道・東北ブロック】 北海道,青森県,岩手県,宮城県,秋田県,山形県,福島県(7)	6月12日(火) 13:15~14:15	岩手県盛岡市
【関東 I ブロック】 茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県 (5)	6月26日 (火) 13:15~14:15	資産評価システム研究センター会議室
【関東Ⅱブロック】 東京都 (総務局・主税局), 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県 (6)	7月10日(火) 13:15~14:15	資産評価システム研究センター会議室
【北陸・東海ブロック】 富山県, 石川県, 福井県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県 (7)	7月20日(金) 13:00~14:00	三重県津市
【近畿ブロック】 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県 (6)	6月20日(水) 13:15~14:15	滋賀県大津市
【中国ブロック】 鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県 (5)	7月5日(木) 13:00~14:00	岡山県岡山市
【四国ブロック】 徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県(4)	8月7日(火) 13:00~14:00	高知県高知市
【九州ブロック】 福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県(7)	7月24日(火) 13:00~14:00	大分県大分市
【沖縄ブロック】沖縄県(1)	6月8日(金) 13:00~14:00	沖縄県那覇市



見直し案の説明や質疑応答を行うとともに、各都道府県内の市町村へアンケート調査を依頼

現在検討中の申告制度「見直し案」

※ 償却資産ブロック別都道府県意見交換会資料より抜粋

○ <u>新方式か現行方式の選択制とし、新方式を希望する場合はその旨を電子的に届出</u>

※届出期限は賦課期日の前日(P)まで、変更承認の申請期限は、新たな申告方式を選択しようとする年度の賦課期日の1ヶ月前までを想定

		7D / L							
	新方式(法人税の申告期限と一致)	現行方式							
賦課期日	1月1日	1月1日							
申告期限	<u>法人は、賦課期日直後に到来する決算日から2ヶ月以内</u> ※ ただし、11月・12月決算法人については2月末。 個人事業主は、所得税と同様、3月15日	1月末							
申告内容	決算日時点の資産状況 (除却資産及び除却時期を付記。ただし、11月・12月決算法人は、 決算日から賦課期日までの異動を付記) ※ 賦課期日時点の資産状況への復元は、システムにおいて処理。	賦課期日時点の資産状況							
申告方法	電子申告に限る	書面又は電子申告							
納期	決算期により納期数が変動 ※ 各課税庁の現行の納期を維持。ただし、2月以降に納期を設定していない 課税庁については、新方式の償却資産に限り、2月以降の納期を追加設定。 ※ 仮徴収制度は導入しない。	4月、7月、12月、2月(標準)							
その他	・複数地方団体への固定資産税(償却資産)の一括電子申告システムを導入(国税との一括電子申告も検討)								

※ 大臣(知事)配分資産は、新方式の対象から除外。

2

申告制度の見直し案 (標準納期をベースとしたイメージ)

	1	現行制度									新制度																	
	年度	n-	2年	度		n−1年度							n年度															
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10 1	1	12	1	2	3
	11月決算法人	申告期限		価格 決定	1			2				決算	3			価格 決定	1			2				(3		4	
	12月決算法人	申告 期限		価格 決定	1		_	2			/	4	3		柳柳	価格 決定	1		価格	2				(3		4	
	1月決算法人	申告 期限		価格 決定	1						法人		3	決1	4	申告期限			決定	1				(2		3	
幸丘	2月決算法人 ⁿ	申告 期限		価格 決定	1						算日·)資産	- 11	3	n	4	pr.	申告期限	1	価格 決定	1				(2		3	
新方式	3月決算法人	申告 期限		価格 決定	1						報告		3	年	4	決:	Į.	申告期限		\cup					2		3	
갂	┃ ┃ 4月決算法人 年	申告期限		価格 決定	1			0				ᆈ	3	年度賦課期	4		決算	Ĭ	申告期限				決	格定	1		2	
	5月決算法人 度	申告 期限		価格 決定	1			2					3	課	4			決 3	#	申告期限		1	決	格定	1		2	
	 6月決算法人課			価格 決定	1			2					3	日	4				決	算	申告期限		Ħ	格定格	1		2	
	7月決算法人 日	申告 期限		価格 決定	1			2					3		4					決算 —	ţ	期限	∌	定 (1		2	
	8月決算法人	申告期限		価格 決定	1		_	(2)					(3)		(4)		_ ~	_			決ĵ ●	Ψ.	期限 ジ	格定 (1	rer de	2	
	9月決算法人	申告 期限		価格 決定	1		L	賦課	期日	時点	の資	産状.	況へ	の復	元は	シス	テムに	こおし	ハてり	の理		決:	ÿ 1	告限		価格 決定	1	
	10月決算法人	申告期限		価格 決定	1			2					3	L	4	<u> </u>	15日						決算 ●		申告期限	価格 決定	1	
	個人事業主等	申告 期限		価格 決定	1			2					3		4	中告期限			価格 決定	1				(2		3	

現	
烂	
17	
方	
갶	
江	

		現行制度										新制度															
年度	n-	n-2年度 n-1年度						n年度																			
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
全納税義務者	申告期限		価格 決定	1			2					3	申告期限	4	価格 決定	1			2					3		4	
	賦 p. 1 課 1 財 度											則認其日	元年度 日														

=現行制度における納期

=新制度初年度における納期

※ 償却資産ブロック別都道府県意見交換会資料より抜粋

新方式に係るシステム化のイメージ

········· 納税義務者・申告者 ········· 地方税ポータルシステム ······ 課税庁 el TAX 申告方式 の選択 (1)eLTAX(PCdesk)や税務申告ソフトを用い (2)記載項目のエラーチェック(※)後、各関 (3) 当該届出の受理(又は申告方法変更 新方式を選択する旨の届出(又は申告 係課税庁に送信 承認•却下) 一括申告されたデータを課税庁毎に分割し、送信 ・届出内容(新方式の選択・決算目・メールアドレス 方式変更のための承認申請) ※税務申告ソフト側でされたエラーチェックが、 等)を基幹システムへ登録 ・決算日の登録や 通知メール受取用のメール eLTAXで定めるエラーチェック基準を下回る アドレスを登録 場合、申告データの送信を不可とすることを ・関係課税庁に一括届出・申請 想定 記載項目のエラーチェック 償却資産 (5) 申告項目のエラーチェック(※)後、各関係 の申告 課税庁に送信 (6) 当該申告の受付、基幹システムへ取込 (4)eLTAX(PCdesk)や税務申告ソフトを用い、 ・決算日時点の資産状況で申告されたデータを 決算日時点の資産状況を電子申告 ・基幹システムへの電子的取込 賦課期日時点の内容に補正することを想定 ・前年度申告データとの自動比較により、チェ ・賦課期日から決算日までの除却資産及びその ・一括申告されたデータを課税庁毎に分割し、送信 務を省力化 除却時期を付記 ※税務申告ソフト側でされたエラーチェックが、 ・納税通知書データを作成しeLTAXへ送信(書面による納税通知書・納付書の送付は不要) 申告項目のエラーチェック eLTAXで定めるエラーチェック基準を下回る 場合。申告データの送信を不可とすることを ・関係課税庁へ一括申告 ・納税方法(電子・書面)を選択 想定 (8) eLTAX(PCdesk)や税務申告ソフトを用い、 (7)納税通知書データの集約、納税義務者 納税通知書データ等の確認 へ送付 ・メッセージボックス等からダウンロードし確認 ・課税庁から送信された納税通知書データ等を集め、 ・共通電子納税システムによる納付手続又は 納税義務者ごとに集約 ・納税通知書データ等を納税義務者のメッセージ 書面による納付手続 ボックスへ格納し、お知らせ

申告期限見直しに係る市町村の主な意見(1/2)

市町村の主な意見 項目 ●本見直しにより業務量増加·煩雑化を懸念。業務フローの全般的な見直しの必要性があり、業務の困難性が高まる【765市町村】 課税実務 ・ 申告時期や納期が分散されることで、申告書発送事務、申告受付事務、賦課・納通発送事務、未申告者対応事務(督促状の発 関係 送)、徴収・出納事務、債権管理事務、税務調査など、一連の事務を大きく見直す必要があり、事務が分散され、効率性や経済性 が大きく低下し、かつ煩雑となる ・ 納税通知書を土地・家屋分と新方式の償却資産分で2回交付が必要となり、事務量が増加する ・ 固定資産税は、納税通知書発送後の4月下旬~7月頃に多数の問い合わせがあることから、その対応時に新方式の3月決算法 人(5月申告期限)の申告対応が重なると、事務処理に支障を来す恐れがある ・ 10月決算法人(12月申告期限)の申告が遅れた場合、最終納期に間に合わない恐れがある ・ 10月決算法人(12月申告期限)の申告(n年度申告分)が遅れた場合、現行方式の申告(n+1年度申告分)時期と近くなるため、課 税誤りの原因になる恐れがある ●償却資産を専任する職員がいない等、人員不足に関する理由から。対応は困難【305市町村】 ・ 特に2月は確定申告業務と重なり、並行して事務を行うことが困難 ・ 今までは年間の事務スケジュールが決まっており、少ない人員でも業務を行えていたが、新方式を導入すると毎月申告書が届く ととなり、特に実地調査の実施に影響が出る 事務が集中する2月~4月に一部の事務について外部委託を行っているが、新方式申告分ではコスト面から委託が出来なくなる ことが予想されるため職員の事務量が増加する ●申告期限から納税通知書発送までの期間が短くなる場合があり、入力誤り等による課税誤りが発生する可能性【129市町村】 ・ 年度当初は人事異動により不慣れな者が担当になる事もあり、納税通知書発送後の問い合わせや窓口業務が多忙な時期に新 たな事務が重なることは、課税漏れ・課税誤りに繋がる恐れがある ●納期あたりの納付金額が増える場合が多くなるため、法人の滞納の可能性や、コンビニ納付(1期の支払い上限30万円)が出来な くなる可能性が高まる。また、賦課期日から申告期限までの期間が空くケースもあるため、納税義務者の死亡、法人の解散・倒産 等により、申告漏れの可能性が高まる恐れあり。【59市町村】

申告期限見直しに係る市町村の主な意見(2/2)

項目	市町村の主な意見
システム改修関係	●システム改修予算確保等が必要であり、地財措置が不可欠【326市町村】 ・ 納税通知書を土地・家屋分と新方式の償却資産分の2回交付が必要となり大規模なシステム改修が必要となる ・ 市町村の一般財源で改修費を賄うことは非常に困難。システム改修費の全額補助制度を創設願いたい ●システム更新対応のため、施行までの期間を十分に確保し、余裕のあるスケジュールにしてほしい。具体的な対応について、早期に検討状況の情報共有を希望【126市町村】 ●業務効率化のために電子申告データを基幹システムへ流し込める機能等、職員の負担軽減を図れるような対応方法を検討してもらいたい【105市町村】 ●現状のeLTAX申告ではエラーチェックが十分ではなく、結果、確認のための業務量が増えているため、十分な検討をお願いしたい【100市町村】
見直しに 係る全般 的な意見	●新方式へ移行する見込みの納税義務者が限定的であることや、各市町村で多額のシステム改修経費がかかるため、見直しの必要性があるのか疑問。導入にあたってはもっと慎重な検討が必要ではないか【156市町村】 ・ 低利用率が予想される新方式のために、人員確保に加え、システム改修や運用費用等の徴税コストを増やすことは疑問 ・ 資産数が多い法人は、現行方式を採用する可能性が高いため、納税環境整備として劇的な効果があると言えるかは疑問 ・ 新方式希望法人数等の定量的なデータ等による分析を踏まえて、費用対効果の検証を行う必要がある ●課税客体の的確な把握、捕捉漏れ調査、業務の分散等、見直しのメリットは感じられる【36市町村】 ●一括電子申告・電子納税の仕組みや、システム改修等の各種環境整備をととのえてから、申告期限の見直しを行うなど、段階的に制度変更を行ったほうがよい【27市町村】
その他	●概要調書の〆切が延長されたとしても、事業所毎に申告されるたびに概要調書等の随時修正を行わなければならず、年度末まで常に概要調書作成事務を行う必要があり、実務的には非現実的【61市町村】

6

申告時期の選択制(新方式と現行方式)を採用した際の課税庁の主な懸念

- 課税事務量の増加・煩雑化に対する懸念
- 基幹システムの改修・コスト等に対する懸念
- 新方式を希望する法人数とシステム改修費用の費用対効果に対する懸念



まずは、一括電子申告システムや共通電子納税システムの導入、 eLTAXの使い勝手の向上等、<u>課税庁・納税義務者双方の事務の効率化</u> の検討が重要ではないか。

平成30年8月29日 東京都主税局

新方式見込み数について

【対象】

○法人、個人ともに免税点以上のもの

〇法人

大企業			
(1億円超)			
	電算申告方式※		
中小企業	一般申告方式	紙申告	
	一版中百万式	電子申告	対象
		- T **	_ , , , ,

〇個人

電算申告方式※	紙申告	
	電子申告	対象
一般申告方式	紙申告	
	電子申告	対象

※ 電算申告方式: 事業者の電算システムもしくは市販会計ソフトにより、賦課期日に所有する る全資産を申告する方式

【見込み数】

〇パターン1 (現行の電子申告率から算出)

	事業者数	備考
法人	26,933	中小企業法人数※ × 一般申告率(法人) × 電子申告率(法人)
五八	20,933	109,094 × 59.02% × 41.83% = 26,933
個人	7,630	個人事業者数 × 電子申告率(個人)
四人	7,030	20,228 × 37.72% = 7,630
合計	34,563	

○パターン2 (現行の電子申告率が2倍になった場合)

	事業者数	備考
法人	53,866	中小企業法人数※ × 一般申告率(法人) × 電子申告率(法人)
/ ム八	55,600	109,094 × 59.02% × 83.66% = 53,866
個人	15,260	個人事業者数 × 電子申告率(個人)
	15,260	20,228 × 75.44% = 15,260
合計	69,126	

※ 中小企業法人数は、概要調書の免税点以上の法人数をもとに、都保有の法人事業税データ 等から算出。

【旧方式定期課税事務との重なり】

中小企業新方式見込数:新方式見込み数を基に、各決算月の法人数割合により算出

〇パターン1 (現行の電子申告率から算出)

決算月	申告月	第一納期	中小新方式	個人新方式	中小+個人
11	2	4	987		
12	2	4	2,846		12,460
1	3		997	7,630	
2	4	7	1,791		7,017
3	5		5,226		7,017
4	6		1,859		
5	7		2,155		
6	80	12	2,561		10,913
7	9		2,011		
8	10		2,327		
9	11	2	2,904		4 172
10	12		1,269		4,173
		計	26,933	7,630	34,563

[旧方式定期課税事務]

- ・定期課税(6月)向け 申告書受付及び入力事務(3/31 価格決定分)
- ・定期課税(6月)向け申告書受付及び入力事務(3/31~価格決定分)

○ パターン2 (現行の電子申告率が2倍になった場合)

0 / . >	<i></i>	11202-62 -			/	
決算月	申告月	第一納期	中小新方式	個人新方式	中小+個人	[旧方式定期課税事務]
11	2	4	1,974			↑・定期課税(6月)向け
12	2	4	5,692		24,920	申告書受付及び入力事務
1	3		1,994	15,260		↓ (3/31 価格決定分)
2	4	7	3,582		11001	↑・定期課税(6月)向け
3	5		10,452		14,034	申告書受付及び入力事務
4	6		3,718			♥ (3/31~価格決定分)
5	7		4,310			
6	8	12	5,122		21,826	
7	9		4,022			
8	10		4,654			
9	11	2	5,808		9246	
10	12		2,538		8,346	
		計	53,866	15,260	69,126	

◎ <u>旧方式の定期課税事務の繁忙期に、新方式の半数以上の受付、課税事務を行うこととなるため、</u> 新方式での電子申告システムには、手処理が不要となるシステム性能の向上が必要である。

【納期別新方式移行見込数(免税点以上)】 ※2回以上決算法人を除く 〇パターン1(現行の電子申告率から算出)

決算月	申告月	第一納期	中小新方式	納期別数	構成割合	
11	2	4	987	3,833	14.2%	
12	2	4	2,846	5,055	14.2/0	
1	3		997			
2	4	7	1,791	8,014	29.8%	
3	5		5,226			
4	6		1,859			
5	7		2,155			
6	8	12	2,561	10,913	40.5%	56.00%
7	9		2,011			15,086
8	10		2,327			
9	11	2	2,904	4,173	15.5%	
10	12	_	1,269	4,170	10.0/0	
		計	26,933	26,933	100.0%	

○ パターン2 (現行の電子申告率が2倍になった場合)

決算月	申告月	第一納期	中小新方式	納期別数	構成割合	
11	2	4	1,974	7,666	14.2%	
12	2	4	5,692	7,000	14.2/0	
1	3		1,994			
2	4	7	3,582	16,028	29.8%	
3	5		10,452			
4	6		3,718			
5	7		4,310			
6	8	12	5,122	21,826	40.5%	
7	9		4,022			56.00%
8	10		4,654			30,172
9	11	2	5,808	8,346	15.5%	
10	12		2,538	0,540	10.0%	
		計	53,866	53,866	100.0%	

◎ 中小企業のうち、半数を超える法人が納付回数が2回以下となってしまう。

【参 考】

○平成29年度概要調書

区分	法人	個人	計
免税点以上	111,343	20,228	131,571
免税点未満	759,821	168,795	928,616
合計	871,164	189,023	1,060,187

○償却資産申告区分(免税点以上)

(%)

	法人	個人
一般申告	59.02	81.15
電算申告	40.98	18.85

〇電子申告利用率(免税点以上)

(%)

	法人	個人
利用率	41.83	37.72

○決算期別法人数(免税点以上)

油管口	۵ = ↓	内	訳	
決算月	合計	大企業	中小企業	
4	7,554	23	7,531	
5	8,765	38	8,727	
6	10,437	63	10,374	
7	8,170	23	8,147	
8	9,458	34	9,424	
9	11,847	86	11,761	
10	5,163	24	5,139	
11	4,023	24	3,999	
12	11,797	268	11,529	
1	4,067	27	4,040	
2	7,316	60	7,256	
3	22,038	871	21,167	
小計	110,635	1,541	109,094	
2回以上	708	16	692	
合計	111,343	1,557	109,786	

償却資産課税のあり方に 関する調査研究委員会資料

平成30年8月 横浜市

新制度の活用に関するアンケート結果について

市内法人会理事企業に新制度の活用についてアンケートを実施 (平成30年8月)

現在の固定資産税(償却資産)の申告方法									
①紙での申告 (横浜市が送付した申告書)	2								
②紙での申告 (会計ソフトで作成した申告書)	0								
③インターネットでの電子申告 (eLTAXを活用した申告書)	1								
④その他(わからない・未回答)	37								
計	40								

田中冬东郑	/ /世土「次 产 `	(太重で由生)	ていない理由
			しししいよし 江平田

- ・資産の増減をチェックするだけなので手書き(紙)対応し ています。改善する必要はない。(11月決算不動産業)
- ・他の税目については顧問税理士に依頼している為、償 却資産については、自社で申告しているが、今後につい ては電子申告に移行予定。(6月決算 製造業)

新制度を活用するかどうか								
①活用する	1							
②活用しない	1							
③その他(わからない・未回答)	38							
±+	40							

計

活用する理由 ・新制度であれば確定した決算に基づき申告するので、 より正確な申告が出来る。時間的にも余裕が出来る。

活用しない又はわからない理由

- ・税理士に任せてあるので、多分eLTAXを活用すると思う が新制度を活用するかはわからない。(決算月等未記入)
- ・年末調整・法定調書と一緒にやってきたので、変更する 必要はないと感じている。(11月決算不動産業)

横浜市における電子申告対象者が新方式を選択した場合の処理件数について

																	_	
決算月	事業者数 (割合)	処理期間	納期数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
紙申告者	37,156			申告期		価格決定	①期			②期					③期		4期	
枫甲百旬	57%	2か月		限														
	683		40			価格決定	①期			②期					③期		④期	
11月	1%	1か月	70		限	1												
	1,819				申告期	価格決定	①期			②期					③期		4期	
12月	3%	1か月			限													
電子個人	9,192					申告期限			価格決定	①期					②期		③期	
	14%	3か月								O !!=					- u-		- u-	
	633					申告期限			価格決定	①期					②期		③期	
1月	1%	3か月	3回			PIX				C 440					@ Hn		@ #a	
	1,312						申告期限		価格決定	①期					②期		③期	
2月	2%	2か月					HX			@+m					@+n		@\#n	
	4,300							申告期限	価格決定	①期					②期		③期	
3月	7%	1か月		-				HX							①期		②期	
	1,219	- / -							申告期限					価格決定	①朔		(2)期	
4月	2%	5か月							нх					価格決定	①期		②期	
	1,358									申告期限				類相決定	(T)991		(Z)#H	
5月	2%	4か月								TSA.				価格決定	①期		②期	
6月	1,588	3か月	2回								申告期限			場相次ル	(T)991		(Z)991	
0 H	2% 1,288	3/1/19									- 12	申告期		価格決定	①期		②期	
7月	2%	2か月										甲百州			U701		(E/701	
-//	1.500	2/3.17											申告期	価格決定	①期		②期	
8月	2%	1か月											限		- 701		~ ///	
5/1	1.908	/]		1										申告期		価格決定	①期	
9月	3%	2か月												限		\longrightarrow		
-/,	888	/1	10												申告期	価格決定	①期	
10月	1%	1か月													限	\rightarrow		
合計	64.844																	

【前提条件】

- 【制度条件】 ・事業者数は、平成29年度償却資産申告書送達数に平成29年度法人市民税均等割区分別月別件数における割合で計算。 ・現行で電子申告を行っている法人、個人のすべてが新方式を採用した場合を想定した件数で表示。 ・紙申告者については、1月31日までに全義務者の申告がされることを想定し、期限後申告はないものとする。 ・納税通知書の封入封緘は、当初課税分は業者に委託し、それ以外は職員で封入封緘を行う。なお、発送作業は通年職員対応。

- ・11月・12月決算法人については、申告書の作成方 法に変更はないが、申告期限が1か月延長される。それに伴い横浜市での処理期間は1か月後ろにず れる為、3月の1か月で処理を行うことになる。しかし 3月は、紙申告者の入力確認や納税通知書発送準 備、個人の電子申告もあるため、それらと並行して 処理を行うのは困難。
- ・年間で一番決算の割合が多い3月決算法人は、6 月の1か月で審査及び入力、納税通知書封入封緘を行い、7月に納税通知書発送となる。そのため、 作業期間が短く処理が困難。
- ・1期に納税通知書を送付していた義務者が新方式 を活用することで、2期以降に納税通知書を送付す る件数が全体の約4割となる。そのため、各期の発 送作業の増加により、従来5月から11月の期間に 行っていた、未申告者や調査業務における規模の 縮小が懸念される。

【まとめ】

- ・新制度の場合には、審査等を短い期間で多くの申 告書を処理しなければならない。そのため、審査等 を簡略化できるように、評価額の計算に不備がある ものにエラー項目を立てる等、地方電子協議会で市 町村の負担が解消されるようなシステム構築が必 要となる。
- ・課税業務の平準化及び税収の早期確保のため、 随時課税を検討する必要がある。

(事業者数)

	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	合計
処理期間 (割合)	9,190 14%	41,664 64%	,	· '	1,219 2%	64,844 100%
	【11·12·3· 8·10月決算】	【紙申告·2· 7·9月決算】	【電子個人· 1·6月決算】	【5月決算】	【4月決算】	

処理件数	納期4回	納期3回	納期2回	納期1回	合計
(割合)	39,658	15,437	6,953	2,796	64,844
	61%	24%	11%	4%	100%

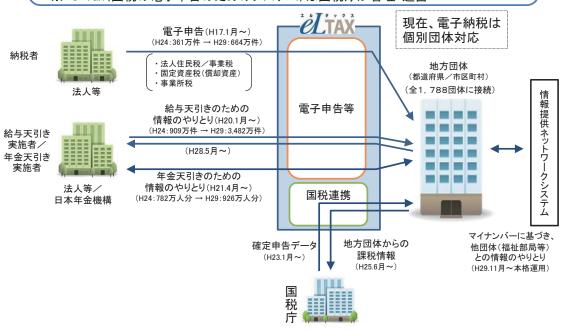
平成30年度 第3回 償却資産課税のあり方に関する 調査研究委員会

地方税の電子化

平成30年10月16日

eLTAX(エルタックス)について

- O eLTAXは、一般社団法人地方税電子化協議会(全地方団体が会員)により運営される 地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。eLTAXが担う役割は順次拡大し、 「地方税の電子化」の基盤となっている。
 - ※ e-Tax(国税の電子申告のためのシステム)は国税庁が管理・運営



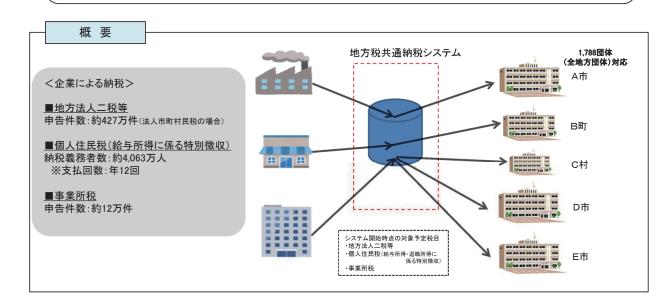
ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	その他
H16	法人住民税、法人事業					● 地方税関係書類のス キャナ保存制度の創設 (取引の相手方から受け 取った書類の電子保存 を可能とする)(H17) ● 自動車保有関係手続の
H19	事業所税の申告開始法人設立届等の提出開始	給与支払報告書・公的 年金等支払報告書の申 告開始				回動単株有関係手続の ワンストップサービスの 運用開始(H17)
H21			● 公的年金の特別徴収 データの連携開始			
		全:	地方団体がeLTAXに接	続		
H22				所得税確定申告書の連携開始		
H25		一定規模以上の事業者 に対し給与支払報告書・ 公的年金等支払報告書 の電子的提出を義務化		★ 法定調書の連携開始★ 扶養是正情報の連携開始		スキャナ保存制度の対
H28		源泉徴収票・給与支払 ◆ 報告書の電子的提出を 一元化			特別徴収税額通知(特	象拡大・要件の見直し (3万円以上の領収書等を対象 に追加等)(H27)
H29						
H30	認証手続の簡便化 (自署押印制度の廃止 等)		V			

地方税共通納税システムの導入

平成30年度改正

- 〇 法人向けの電子納税については、対応団体が少なく、利用率も低いことなどを踏まえ、全地方団体が加入・運営しているeLTAXを活用して、地方税共通納税システムを導入(平成31年10月から稼働予定)。
- 〇 eLTAXによる電子申告については、平成16年度の運用開始後、利用団体数が順次拡大し、平成25年度に全地方団体が利用することとなったが、地方税共通納税システム(平成30年10月現在、地方税電子化協議会においてシステム整備中)については、平成31年10月から、全地方団体において一斉に導入され、電子納税が可能。



地方税共通納税システムにおける主な導入メリット

主な導入メリット

納税者

- ・対象税目について、平成31年10月から一斉に、すべての地方団体に対して電子納税可能に
- ・複数の地方団体への多数の納付についても、その合計金額をeLTAX共通口座に1回送金するのみで納付が可能に
- ・ダイレクト納付※についても対応

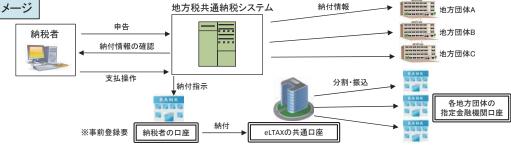
(インターネットバンキングにおける振込権限を税理士等に任せることについて、躊躇しがちな法人の利用拡大に繋がると期待)

- ・ダイレクト納付・インターネットバンキングによる振込のいずれにおいても、自社の取引金融機関口座(納付先地方団体の収納代理金融機関等に限らない)から直接納付が可能
- ※ ダイレクト納付とは、納税者が予め金融機関口座を登録した上で、eLTAX上での電子申告等に基づく納付情報を用いて、登録口座からの振替による電子納税ができる方式

地方団体及び 指定金融機関・

- ・窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減
- ・領収済通知書のパンチ入力作業の減
- 収納代理金融機関・1件あたりの収納手数料は
 - ・1件あたりの収納手数料は、納付先団体数に関わらず、定額であることから、地方団体が負担する手数料負担の減
 - ・納付書の印刷費・封入作業・郵送費の減

ダイレクト納付のイメージ



地方税の申告手続の電子化促進措置

平成30年度改正

経済社会のICT化等を踏まえ、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、<u>国税と同様に、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る</u>(平成32年4月1日以後開始する事業年度について適用)。

- 〇 大法人[※]は、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の納税申告書(確定申告書、中間申告書及び修正申告書をいう。)及び添付書類の提出を電子的に行わなければならないこととする。
 - ※ 内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など。
- 〇 申告データの円滑な電子提出のための環境整備として、以下の見直しを行う。
 - ① 提出情報等のスリム化・提出先のワンスオンリー化
 - 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化
 - 法人税の電子申告により財務諸表が提出された場合には、国税 ・地方税当局間の情報連携を行い、それにより法人事業税の申 告における財務諸表の提出を不要とする。
 - ※ その他の法人税関係書類(法人税申告書等)についても、 国税・地方税当局間の情報連携を推進する。

② 認証手続の簡便化

〇 法人の認証手続の簡便化

- (1) 法人事業税の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止 し、代表者の記名押印のみで足りることとする(書面申告 も同様)。
- (2) 法人が行う電子申告に付すべき電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とする。

※ (1)については鉱産税についても同様。

上記のほか、電子的提出が困難な場合に例外的に書面申告を可能とする措置や、提出方法の拡充等について、 企業の意見や地方団体の課税実務を十分に伺いながら、国税における措置等を踏まえ、引き続き検討。

- 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の電子情報処理組織(eLTAX)又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった所得税に係る源泉徴収票の枚数を100枚以上(現行:1,000枚以上)に引き下げる。
- ※ 平成33年1月1日以降に提出すべき給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について適用。

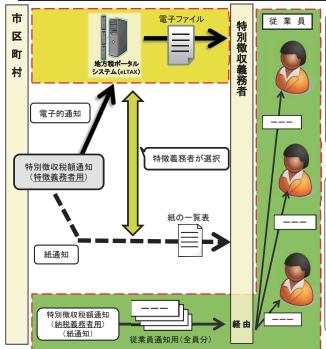
<給与支払報告書の電子的提出イメージ>



個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知

<現行>

平成28年度課税分の個人住民税から特別徴収義務者用の電子的通知が可能



納税義務者用の電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る

「規制改革実施計画(平成30年6月15日 閣議決定)(抄)」

- a 住民税特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、 eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電 子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応する よう、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。
- b 住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した<u>電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。</u>検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないよう留意する。

平成30年度税制改正大綱(抄)

(平成29年12月14日、自由民主党・公明党)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

- 6 円滑・適正な納税のための環境整備
- (1)税務手続の電子化等の推進

(前略)給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税 義務者用)については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別 徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取 扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する。

7

1. 地方税共通納税システム関係

目標	現状		今後の取組
世方税共通税システムの導入	地方税の電子納税 は、個別団体による 対応 納	→	● eLTAXを活用した地方税共通納税システムを導入し、全地方 団体が電子納税に対応。 【平成31(2019)年10月~(平成30年度改正)】 ・対象税目は、地方法人二税等、個人住民税(給与所得・退職 所得に係る特別徴収)、事業所税。 【順次実施】 ・ 地方税共通納税システム導入後のシステム更改に向けて、各
	は普及していない		税目の納税実態、課税側(地方団体)・納税側双方の意見、地方税共通納税システムの利用状況等を踏まえつつ、利用可能税目の拡大。

2. 電子申告等関係

目標	現状		今後の取組
電子申告の 普及促進	地方法人二税、 固定資産税(償却資産)、個人住民税(特徴)等の電子申告(電子的提出)については、 平成27年度までに全地方団体が対応済み 法人・個人事業主への 更なる普及が課題	>	● 申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。 【平成30年4月~(平成30年度改正・実施済)】・電子署名の簡便化を実現。 【平成31(2019)年9月~】・地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除を実現。 【平成32(2020)年3月~】・法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除を実現。 【平成32(2020)年4月1日以後に開始する事業年度の申告から(平成30年度改正)】・大法人は、地方法人二税の電子申告を義務化。 【順次実施】・平成31年度までに中小法人について、未利用者や税理士への利用勧奨等を行い、地方法人二税の電子申告利用率70%以上に引き上げることを目標としつつ、将来的には、ICT環境等を勘案し、中小法人も電子申告を義務化し、地方法人二税の電子申告利用率100%を目指す。
法人設立関係 手続のオンライ ン・ワンストップ 化	手続のオンライ 国税・地方税・社会保 ン・ワンストップ 険等の各手続を個別		 ● 政府方針に基づき、再生事務局が中心となって関係省庁が連携しつつ、法人設立に関する全手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスの提供を実現。 【平成31年度中】 ・ 登記後の手続のオンラインワンストップ化を実現する。 【平成32(2020)年度中】 ・ 登記手続も含め、全手続のオンラインワンストップ化を実現する。 (参考)未来投資戦略2018(平成30年6月15日 閣議決定) ・ 世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取組状況を検証し、平成33年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。 ー マイナボータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は平成32年度中に実現する。

4	\sim
- 1	

目標	現状		今後の取組
特別徴収税額 通知(納税義 務者用)の電 子化	書面により、特別 徴収税額通知(納 税義務者用)を送 付	>	● eLTAXを活用した特別徴収税額通知の電子的送付を推進。 【順次実施】 ・ eLTAXを利用して、特別徴収税額通知(納税義務者用)を特別徴収義務者に電子的に送信して納税義務者が取得できるようにする仕組みを構築。 ・ 給与支払報告書(企業→市区町村)の電子的提出率の向上に併せて、特別徴収税額通知の電子的送信の拡大を検討。
手続のワンス トップ化	税、年金等の手続を個別に実施	→	 政府方針に基づき、IT室が中心となって関係省庁と連携しつつ、マイナポータルを活用し、国税・地方税・年金等の手続のオンライン・ワンストップ化を推進する。 【平成32(2020)年度~順次実施】・施策の実現に向けて、策定されたロードマップに基づき、関係省庁で検討を継続し、ワンストップ・サービスを順次開始。 【平成30年度中】・従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化及びワンスオンリー化を目指すため、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて、各種手続における企業からの情報の重複提供を不要とし、ワンスオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、ロードマップを策定。 (参考)世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日閣議決定)企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・簡便化が重要である。 従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、平成32年度にワンストップサービスが開始できるよう取組を推進する。さらに、企業が有する従業員に関する情報について、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて各種手続における企業からの情報の重複提供を不要としワンスオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しなどを進め、平成30年度にロードマップを策定し、以降順次、実現に向け取り組む。

3. その他

目標	現状		今後の取組
		>	● 法人設立関係手続の電子的提出一元化、法務省との登記情報のデータ連携等を進め、情報提出の重複を削減(ワンスオンリー化)。
			【平成31(2019)年9月~】 ・ 複数の地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化。
√二 π/π +4/k 日日 日日	データ連携が十分でな		【平成31年度実施に向け検討中】 ・ 国・地方を通じた法人納税者の開廃業・異動時に係る申請・届出手続の電子 的提出の一元化。
行政機関間 のデータ連携 拡大	い場合、各機関に同じ 情報を繰り返し提出す る必要がある		【平成32(2020)年4月~(平成30年度改正)】 ・ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化。
			【平成32(2020)年度~】 ・ 法務省が平成32(2020)年度に構築する予定の行政機関に対する登記情報 を提供する仕組みを活用することにより「登記事項証明書」の添付省略を検討。
			【順次実施】 ・ 個人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続についても、データ様式の統一化等の検討状況を踏まえ、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう引き続き検討。
	eLTAXの機能改善など 更なる利便性向上が 課題	>	● 以下の取組により、eLTAXの更なる利便性向上を図る。
eLTAXの 利便性向上			【平成31(2019)年9月~】 ・ 異動届出書提出時の利用者情報への自動反映を実現。 ・ メッセージボックスの閲覧方法を改善(eLTAXソフトWEB版の機能拡充及びスマートフォン版の導入)。 ・ 利用可能文字を拡大。 ・ eLTAX受付時間の更なる拡大。
			【随時実施】 ・ 利用満足度に係るアンケートを実施。

地方税の電子申告を巡る状況

- 平成16年度に稼働したeLTAXを活用して電子申告に対応する団体は順次拡大し、現在は、全ての地方団体に対して、法人関係税等の電子申告が可能。
- 法人の利用率は着実に向上しており、平成29年度·法人道府県民税の電子申告利用率 は65.8%。

<法人が行う電子申告による申告件数(下段は利用率)>

	平成24年度
法人道府県民税・ 法人事業税	169万件 (44.4%)
法人市町村民税	154万件 (39.2%)
個人住民税 (給与支払報告書)	909万件 (12.0%)
固定資産税 (償却資産)	38万件 (11.6%)
事業所税	1万件 (5.8%)

平成29年度
269万件
(65.8%)
282万件
(66.2%)
3,482万件
(41.3%)
111万件
(30.5%)
2万件
(16.3%)

12

納税方法の多様化の取組

○ 個人向けの納税方法についても、各地方団体は、ICT環境等を勘案しつつ、多様な方法を用意することにより、納税者の利便性向上に取り組んでいる。

<平成29年度における納税方法の状況(精査中)>

		口座振替	コンビニ収納	クレジット カード納付	スマホアプリ
都道府県	対応団体 (利用件数)	47団体 (784万件)	47団体 (2,159万件)	40団体 (154万件)	6団体 (450件)
県	平成24年度との比較 (H24=100)	100 (110)	100 (132)	250 (642)	皆増
市区町村	対応団体 (利用件数)	1,736団体 (1億2,630万件)	1,176団体 (7,890万件)	196団体 (54万件)	182団体 (10万件)
村	平成24年度との比較 (H24=100)	100 (106)	1 42 (163)	384 (900)	皆増

※ スマホアプリによる納付とは、納付書に印刷されたバーコードを携帯電話やスマートフォン等で読み取り、モバイルバンキング等を利用して支払いができるサービスをいう。





資料2

eLTAXの改修等について

平成30年度第3回償却資産あり方研 一般社団法人 地方税電子化協議会

資料の構成

- I 協議会の概要
- Ⅱ 次期(H31.9)システム更改の概要
- Ⅲ 償却資産申告に係る改善内容(H31.9システム更改)
 - ①一括電子申告
 - ②明細数の上限拡大
 - ③エラーチェックの強化
- IV 電子申告データの活用に係る課題
- V 一括電子納税





- I 協議会の概要 -

2



地方税電子化協議会の主な沿革



平成 1	3 年	3 目	地方税雷子	化推進協議会設立
1 130 1	\circ	0 /	とじノコイル 中。」	

平成15年 8月 任意団体として地方税電子化協議会設立

平成17年 1月 大阪府等6府県で電子申告システム稼働

(法人住民税・法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告受付開始)

平成21年 3月 総務大臣から経由機関システムによる年金特徴を行う指定機関として指定

全都道府県、全18指定都市、1303市区町村でシステム稼働

平成22年 4月 全地方公共団体が会員となり、eLTAXに接続

平成22年12月 総務大臣から国税連携を行う指定法人として指定

平成23年 1月 国税連携システム稼働(国税庁から地方公共団体へ所得税確定申告書データ送信開始)

平成24年 4月 社団法人から一般社団法人へ法人格を変更

平成25年11月 給与支払報告書等の電子的提出の義務化により、全地方公共団体が電子申告を導入

平成25年12月 総務大臣から電子申告等受付を行う指定法人として指定

平成26年12月 全事業所税課税団体において事業所税の電子申告受付に対応

平成27年 4月 全市町村において法人市町村民税の電子申告受付に対応

平成27年12月 全市町村において固定資産税(償却資産)の<u>電子申告受付に対応</u>

(これにより、全地方公共団体において全 e L T A X 稼働税目の電子申告受付に対応)

<u>平成29年 1月</u> 電子申告等システムに係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び源泉徴収票の 電子的提出の一元化の実施

(以下、予定)

平成31年 4月 地方税共同機構設立(一般社団法人 地方税電子化協議会解散)

平成31年10月 地方税共通納税システム稼働(全地方公共団体で電子納付開始)

平成32年 4月 大法人による法人住民税及び法人事業税の電子申告の義務付け

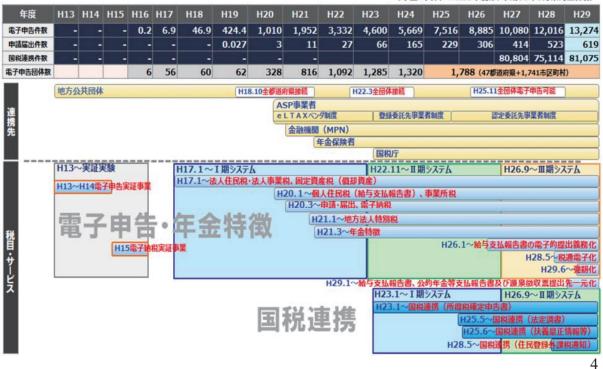
平成33年 1月 一定規模以上の事業者への給与支払報告書等の電子的提出の義務付けの基準変更

(1,000枚以上から100枚以上に)





(単位:千件) ※H29年度は、平成30年3月末時点件数





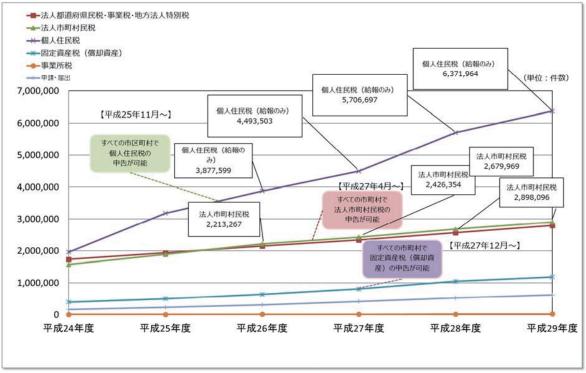


- V	導入状況(H30.	4.1現在)	利用件数(件)	利用率(%)
税目	導入団体数 /対象団体数 導入率(%) ド段は <i>H29.3</i> 月末 下段は <i>H29.3</i> 月末		H29年度(推計) 下段はH28年度	
法人道府県民税·事業税·地方 法人特別税	47/47	100.00	2,794,606 2,565,732	66.4 60.9
個人住民税	1,741/1,741	100.00	6,371,964 5,706,697	給報のみ 42.5 38.0
法人市町村民税	1,719/1,719	100.00	2,898,096 2,679,969	67.1 62.0
固定資産税(償却資産)	1,719/1,719	100.00	1,188,157 1,046,147	30.4 26.7
事業所税	76/76	100.00	21,378 17,256	16.5 13.1
申請·届出	1,784/1,788	99.78	618,890 522,981	_
電子納税	22/1,788	1.23	43,043 32,908	_



eLTAXサービスの利用件数の推移









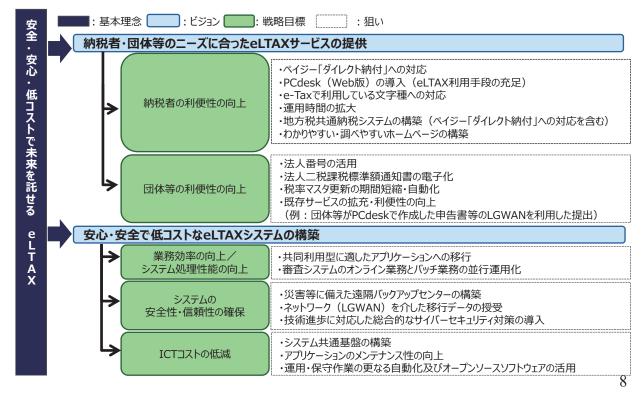
6

II次期(H31.9)システム更改の概要



※次期更改の目標・狙い(抜粋) *eL*TAX







次期更改のポイント



納税者・団体等のニーズに合ったeLTAXサービスの提供のポイント

利用率向上に寄与する利便性の追求及び国の新しい政策課題等への対応

利用者の要望に応え、利便性向上につながる機能の拡充 国の新しい政策課題、社会的要請等への対応

- ① 利便性向上のための納税者システム (PCdesk) の全面刷新 (画面デザインの刷新、機能及び操作性の向上等)
- ② 利用者の要望に応える機能追加・機能改善 (運用時間の拡大、利用可能文字の拡大、団体等がPCdeskで作成した申告書等の LGWANを利用した提出等)
- ③ 国の新しい政策課題、社会的要請等に応える機能追加・機能改善 (複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化等)

9



次期更改のポイント



安心・安全で低コストなeLTAXシステムの構築のポイント

システムの安全性及び信頼性の確保及びコスト低減への対応

受付処理能力の確保及び税情報の安全・正確な伝送 利用者サービスの継続性の確保 運用・保守作業の効率化とコスト低減



- ① 安全確実に受付・伝送処理を完了可能なシステム設計・構築 (想定業務量の1.5倍まで確実に受付・伝送処理が可能なシステム設計・構築)
- ② 障害及び大規模災害時等の有事の際における業務継続性の確保 (障害時でも業務継続が可能なネットワーク機器及びサーバ機器等の冗長化、業務継続を 支える遠隔バックアップセンターの構築)
- ③ 運用・保守作業の自動化によるコスト低減

10



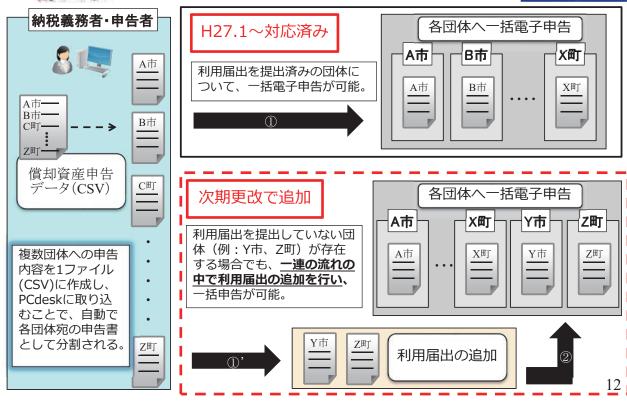


- Ⅲ 償却資産申告に係る改善内容 - (H31.9システム更改)



1)一括電子申告

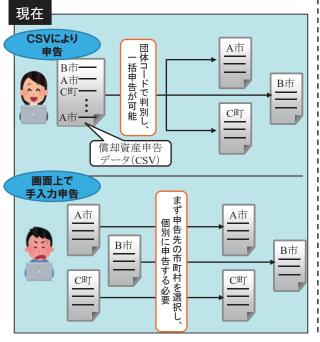
*eL*TAX

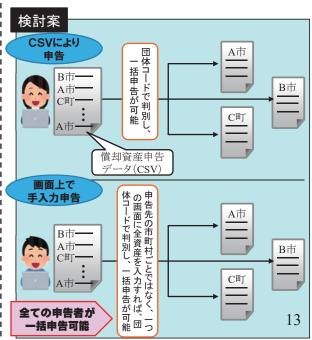


一括電子申告の更なる改修案(完成形)

※ 総務省作成資料

CSVファイルを作成し、PCdeskに取り込みを行えば、現在でも一括電子申告は可能であるが、 PCdeskの画面上から直接手入力する場合については、一括電子入力を行えない仕様(市町村ごと に入力する必要あり)になっていることから、今後、納税義務者等のニーズを踏まえ、検討。







②明細数の上限拡大



固定資産税(償却資産)申告等では、明細数に上限を設けて、上限を超える場合はデータを分割する仕組みとなっている。これについて、明細数の上限の見直し等を行うことで、利用者及び地方公共団体側の利便性向上を図る。

税目	様式名	変更前	変更後
固定資産税(償却資産)	第26号様式別表1 種類別明細書(増加資産・全資産用)	2,000	明細数の 上限を増
四尺兵在700 (原即兵在)	第26号様式別表2 種類別明細書(減少資産)	2,000	やす方向 ※

※ 明細数の上限を見直すことに伴い、ファイルサイズも増大する。 それにより、次期システムのハードウェア、ネットワーク機器等に影響するため、明細数の上限値はそれらを考慮したうえで今後決定する。

14



③エラーチェック強化-1



次期更改に向けたエラーチェック強化のための改修概要

現行システムでは、eLTAXの受付機能は受付一次と受付二次に分かれており、それぞれ即時通知と受付完了通知を利用者に返却している。

また、受付二次についてはチェックでエラーとなった場合も地方団体に配信が行われるようになっている。

以上を踏まえ、次期更改において、次の改修を行う。

受付二次における各チェックエラー時に、エラー内容に応じて、地方団体に配信する場合、 配信しない場合を分けられるように改修を行う。

また、各チェック処理の強化、追加を行うことで、不正及び不十分なデータの送信を防ぐよう改修を行う。

改修項目
①受付二次において地方団体に配信しないパターンの追加
②チェックの追加
③スキーマチェックの強化
④署名値チェックの受付一次への移動
⑤証明書の有効性チェックについて



③ エラーチェック強化−2



電子申告に係るエラーチェック改修内容一覧

項番	チェック名	チェック内容		現行	次	期更改
火田	7 1 2 2 1) I J J J P 3 H	有無	配信可否	有無	配信可否
1	スキーマチェック	データの形式や、構造のチェックを行う。 (文字の種類が誤っていないかなど)	0	0	0	×
2		改ざんのチェックを行う。			0	×
3		電子証明書有効期限のチェックを行う。		0	0	Δ
4	署名(電子証明書)関連チェック 	添付された証明書とポータルセンタに登録 された証明書の突合を行う。	0		0	0
5		認証局に証明書の失効確認を行う。			0	\triangle
今回改	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
1 6	申告データの期別(自)、(至)の暦日 チェック	申告データの期別(自)、(至)が有効な日付 (暦日)であることをチェックする。	×	-	0	×
7	CSVカラム数チェック (給与支払い報告書のみ対象)	CSVのカラム数が正しいことをチェックす る。	×	-	0	×

16





- IV 電子申告データの活用に係る課題 -

電子申告データの活用に係る課題 eLTAX

eLTAXでは、これまでに説明したようなエラーチェック機能を設けており、適正な電子申告データの受付に一定の役割を果たしているものと考えている。

償却資産電子申告データの活用が進まない理由としては、システム的な要素以外にも実務的な課題があることに注意が必要である。

償却資産課税の手続きは、申告→課税台帳の調製→税額計算・賦課決定、の流れで手続きが行われているが、課税台帳の調製時において、電子申告されたデータを直接取り込むことができず(又は取り込みをせず)、紙に出力等をした上で、内容の確認を行っている実態が一部にある。

以上を踏まえ、電子申告データの活用における課題を以下にまとめる。

主体	項目	内容
地方団体	①団体ごとに基幹システムの仕様が異なる	団体ごとに、基幹システムの仕様が異なっており、 基幹システムに取り込む際のファイルレイアウトも 異なっていることから、eLTAXの電子申告データを 取り込むための基幹システムの改修が必要となる。
地方団体 納税者	②納税者と団体の資産管 理が異なる	・納税者が管理する資産台帳(資産管理番号)と団体の管理する資産台帳(資産管理番号)が異なるため、電子申告データを取り込むことができない。 ・団体が作成するプレ申告データが、納税者の管理する台帳と一致しないため、活用されない。

18

電子申告データの活用に係る課題 ELTAX

主体	項目	内容
地方団体納税者	③全資産申告について、 前年度との変更内容の把 握が困難	申告の大部分を占める全資産申告について、前年度 と変更があった際に、電子申告データの場合は、納 税者から変更内容が示されないことが多く、何が異 なっているのか申告書だけでは把握できない。 (内容の正誤の判別が困難。)
納税者	④納税者による申告シス テムの構築	納税者(大企業等)がすでに、自身で申告システムを構築しているため、eLTAXによる電子申告を行わない。 また、納税者ごとに構築しているシステムが異なっていることから、電子申告を行うためには、eLTAXのフォーマットに合わせたシステム改修が必要となる。





- IV 一括電子納税 -

20



地方税共通納税システムの導入により期待される効果

	① 全ての地方団体へ電子納税が可能となる。	
		② 金融機関窓口等へ行く必要がなくなる。
		③ 電子申告と合わせて申告から納税まで一連の手順で行うことが可能になる。
	納税者	④ 複数団体への一括納付により、納付事務の負担が軽減される。
		⑤ 地方団体の指定金融機関等以外の金融機関からも納付できる。
		⑥ 納入に係る利便性が向上することで、地方団体からの個人住民税特別徴収の要請に応えやすくなる。

	①電子的な処理により、収納事務の負担が軽減される。
	②納税者に納付書を郵送する事務等が軽減される。
地方団体	③指定金融機関等以外から収納が可能になり、指定金融機関等のない地域の納税者にも積極的に納税勧奨が可能となる。
	④納税者の利便性向上により、徴収率の向上が期待できる。

納付情報発行の方法について

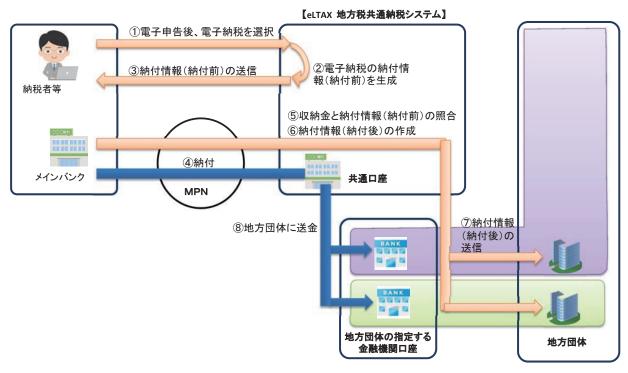
地方税共通納税システムにおいて税目拡大を行うためには、納付書に相当する納付情報をどのように生成するか(以下、「納付情報発行」という。)が重要である。このため、納付情報発行の方法に分類し、実現案を整理する。

納付情報発行の 方法		概要	利用者ID の要否	想定する税目
А	申告データと 連動する方法 対応予定	電子申告したデータを基に納付額が自動的に展開され、納付情報発行を行う。	必須	法人住民税等申告 税目
В	納税者が納付金額を直接入力する方法 対応予定	納付金額を手入力(ファイル取込含む)することにより、納付情報発行を行う。税額通知は参考表示する。	必須	個人住民税(特徴) 等
С	納税通知書 (電子正本)と 連動する方法 (償却あり研(案)	電子申告等、納税義務者を特定可能な 手続きの後、通知される納税通知書(電 子正本)を基に納付額が自動的に展開され、納付情報発行を行う。	必須	固定資産税(償却 資産)等、納税通知 書(電子正本)の送 付が可能な税目

22

(A) 申告データと連動する方法

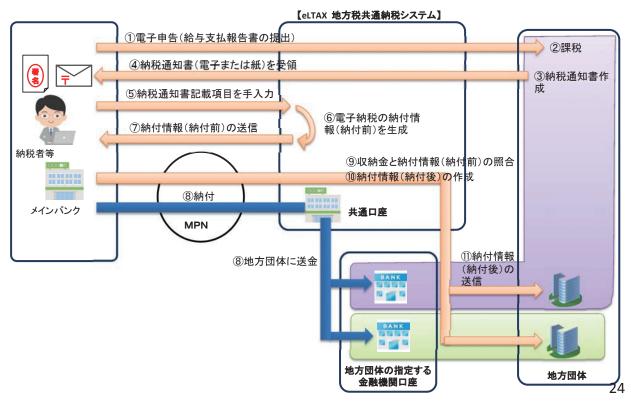
納税者が電子申告後、電子納税を選択すると、申告データを基に納付額が自動的に展開され、 納付情報発行、納付が可能となる。



23

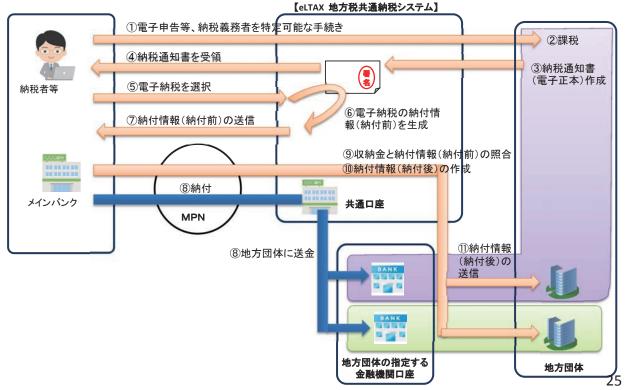
(B) 納税者が納付金額を直接入力する方法

納税者は、納税通知書記載の納付金額を手入力(ファイル取込含む)することにより、納付情報発行、納付が可能となる。なお、税額通知(電子正本、副本含む)があれば参考表示する。



(C) 納税通知書(電子正本)と連動する方法 (実現イメージ)

納税者が電子申告する等、納税義務者を特定可能な手続きの後、通知される納税通知書(電子 正本)を基に納付額が自動的に展開され、納付情報発行、納付が可能となる。



(C) 納税通知書(電子正本)と連動する方法 (実現イメージ)

実現案のポイント

賦課税目のため、地方団体から送付される納税通知書(電子正本)から納付情報を生成し、 納付を行う。(納税者が金額の修正等を行わない。)

ダイレクト方式、インターネットバンキング、オンライン方式から納付方法を選択し、納付できるようにする。

複数団体へ一括納付を行うことができるようにする。
(全期納付、同じ納期(月)の複数団体分をまとめて納付等)

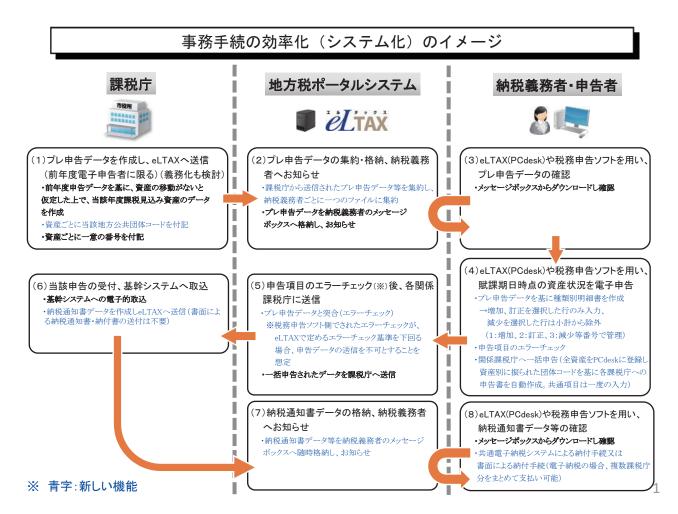
賦課税目の電子納税の追加に伴い、支払方法(コンビニ納付等)についても、検討を行う。

将来的な他の賦課税目の電子納税の追加に対応できる仕組みを検討する必要がある。

平成30年度 第3回 償却資産課税のあり方に関する 調査研究委員会

申告制度の簡素化·効率化に向けた 制度設計について

平成30年10月16日



種類別明細書(イメージ)

w	平成30年	F度		種類別	明細書					所	有	者 名	Ι.	W - 5 h
90	所有者二	· - k		(全資産用		新たに	市町村コード桐	順を)	追加				1	枚のうち
										株	式会社	••	1	枚目
行資産の	資産コード	資産の名称等	数	取得年月		期日現在 所在市町村	取得価額	耐用	減 価	※ (ハ) ※ 課 種 の	兑標準 特 例	₩ I	増減	摘要
号類	ME-	M 또 ~ 가 10 寸	量	年月	市町村コード	市町村名	4人 行子 山山 有原	年数	残 存 率	译	i a-k	課税標準額	事由	100 34
01 1	4 2 0 0 0 0 0 1	冷暖房設備	1	H19.12	011029	北海道 札幌市北区	1,200,000	13	0.838	取得価額の記	ŢΈ	188,335		
02 1	4 2 9 0 0 0 0 2	アスファルト舗装	1	H28.12	011029	北海道 札幌市北区	680,000	10	0.794	(手入力)		58,956	20	取得偽額 打正
03 6	4 2 0 0 0 0 0 3	看板	1	H19.12	011029	北海道 札幌市北区	922,900	10	0.794	82,441		82,441		
04 6	4 2 4 0 0 1 0 1	1194 9 75	4	H23.2	141038	神奈川県 横浜市西区	1,300,000	6	0.681	108,918		108,918	32	29年10月 4個廃棄
05 6	4 2 4 0 0 1 0 2	陳列棚(自動で赤字)	10	H23.4	141038	神奈川県 横浜市西区	1,854,880	8	0.750	288,861		288,861		
06 6	4 2 7 0 0 0 0 1	レジスター	1	H26.10	401315	福岡県 福岡市東区	998,000	5	0.631	204,349		204,349	31	29年10月 廃棄
07 6	4 2 8 0 0 0 0 1	コーヒーマシン	1	H27.4	401315	福岡県 福岡市東区	373,500	8	0.750	183,831		183,831	33	技術すべお食
08 6	4 2 9 0 0 0 0 1	冷蔵ケース	3	H28.2	401315	福岡県 福岡市東区	990,000	_ 6	0_681	566,319		566,319		
09	į	温冷ケース	2	H29.10	141038	种杂州县 按供市西区	940,000	6	0,840	789,600		789,600	12	
10		コーヒーマシン	- 1	H27,4	141038	特殊州県 機議市西区	373,500	8	0. 750	183,831		183,831	13	*4++181
11	1	POSレジシステム	- 1	H29.10	401315	### ####2	2,500,000	5	0.815	2,037,500		2,037,500	11	
12														1
13			\sim	~	~~~									
		小計		$\overline{/}$			10,761,280				7			

資産を追加した場合は、空欄に追記

※原則、プレ申告データは訂正不可。

「増減事由」欄に〈増加〉又は〈訂正〉が選択された行は入力可能(青字)。

「増減事由」欄に〈減少〉が選択された行は小計から除外(自動で赤字)。入力不可。

(増減事由を記載)

〈増加〉11:新規取得、12:中古取得、13:移動受入 〈訂正〉20:プレ申告データの訂正 〈減少〉31:全部除却、32:一部除却、33:移動払出

(課税庁) システム改修前後における電子申告受付事務の効率化 (案)

	現行(改修前)			効率化			目指すべき姿(改修後)	
プロ	レ申告関係	所要日数				ブ	プレ申告関係	所要日数
1	プレ申告データ作成 一部の課税庁では、プレ申告データを印刷し、翌年度の申告書と 一緒に郵送している例もある。	10日	→	〇 一部効率化	→	1	プレ申告データ作成 データの作成・送信を行っていない課税庁もあるが、④bのチェック を行うこととなるため、本事務を行うことが望ましい。	2日
2	プレ申告データ送信 同上	5日	→	〇 一部効率化	_	2	プレ申告データ送信 前年に電子申告で申告した者に対しては、eLTAXのメッセージボックスへ送信。郵送は行わない。	1日
申	告受付・審査・システム入力関係	一件あたり 所要時間				申	ョ告受付·審査·システム入力関係	一件あたり 所要時間
3	申告受付·到達確認·形式審査	1分~3分	·	〇 一部効率化	-	3	申告受付・到達確認・形式審査 送信された当該年度の申告データとブレ申告データの突合を eLTAXで行うこと(P)により、形式審査が簡素化。	1分
4) a	申告内容確認・審査 電子申告内容の精度が低く(必要事項が未記入、前年度取得価額 との差異がある等)、申告書を全て印刷してから申告内容の審査を行 う。	1分~5分	· ->	◎ 効率化	→	4 a	■から各課税庁に甲告が送付される時点では、精度が高いものが届くこ	_
4 b	印刷された当該年度の申告書と、前年度の申告内容を目視で突合 し、確認。	5分~30分	. →	◎ 効率化	→	4 b	CELLET CITYCE (TYTOS XX T XX ET CALEX T (N) // NOT	1分~15分
4 c	その他、特例の適用の可否や、耐用年数の確認等、職員が目視で 確認をする必要があるものの審査。	1分~10分	·	_ 変更なし	→	4 c	1月左	1分~10分
(5)	申告内容システム入力 電子申告内容の精度が低いため、eLTAXから直接、基幹システム ヘデータ連携が出来ず、短期派遣職員等を雇ってデータを手入力で 打ち込んでいる。	5分~丸1日	→	◎ 効率化	→	(5)	申告内容をシステムへ連携 申告内容の精度が高いデータであれば、eLTAXから直接基幹システムへのデータ連携は可能。	数秒
納	税通知書作成·送付関係	所要日数				紗	h税通知書作成·送付関係	所要日数
6	納税通知書印刷・封入封緘	10日	→	◎ 効率化	→	6	納税通知書データ作成 電子申告の場合、納税通知書は全てデータで納税義務者へ送付。 印刷や封入封緘の作業がなくなる。	3日
7	納税通知書送付	3日	→	⊚ 効率化	→	7	納税通知書データ送信	1日

※ あくまで一例を示したもの

償却資産課税のあり方に関する調査研究

ー申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計についてー

平成31年3月

編 者 一般財団法人 資産評価システム研究センター (略称:評価センター)

発行者 細谷 芳郎

発行所 一般財団法人 資産評価システム研究センター

 $\mp 105 - 0001$

東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル8階

TEL 03-5404-7781

FAX 03-5404-2631

(URL http://www.recpas.or.jp http://www.chikamap.jp)



(一財)資産評価システム研究センター